



J-クレジット制度の概要

平成30年10月

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

<Outline>

1.地球温暖化問題を巡る状況

2.今後の我が国の地球温暖化対策

3. J - クレジット制度の概要

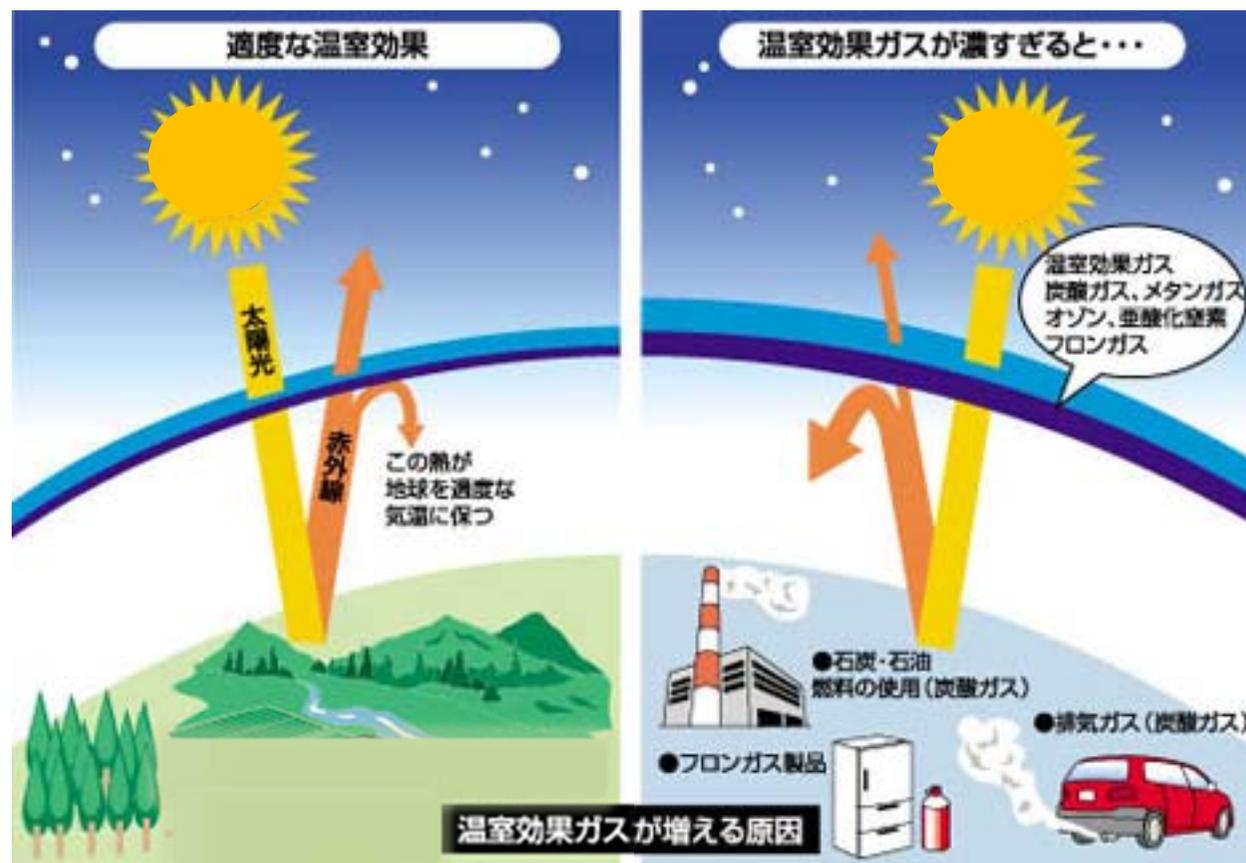
1.地球温暖化問題を巡る状況

2.今後の我が国の地球温暖化対策

3. J ークレジット制度の概要

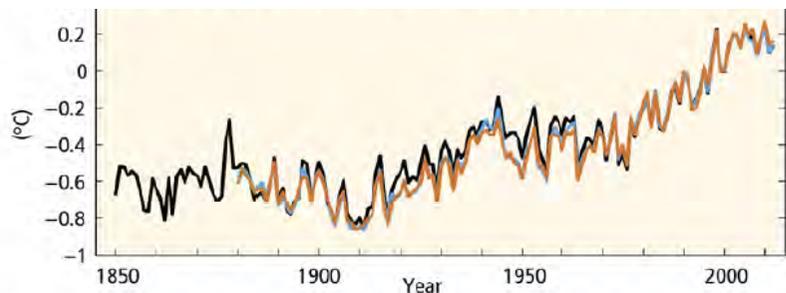
地球温暖化問題とは

- ・地表から熱が宇宙空間に逃げるのを妨げる働きがある二酸化炭素、メタン等の気体を「温室効果ガス」と言う。
- ・国際的な認識として、温室効果ガスの増加により、気温上昇をもたらし、人々や生態系にとって深刻な影響（海面上昇、干ばつ等）を及ぼす可能性が高まると指摘されている。
- ・我が国は、環境省、経産省、外務省が中心となって対応。経産省は、環境保全と産業発展の両立の確保という観点から議論に参画。

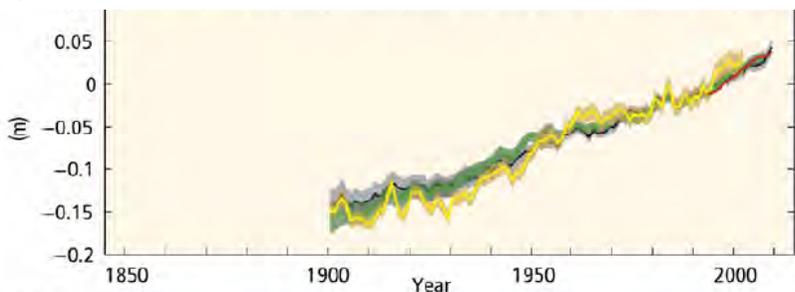


気候システムにおいて観測された変化

(a) 全球地表平均気温の推移 (1880年～2012年の間に0.85℃の上昇)



(b) 全球平均の海拔の推移 (1901年～2010年の間に0.19mの上昇)



【気候システムの温暖化】

○ IPCC第5次評価報告書統合報告書によると、**気候システムの温暖化には疑う余地がない**。大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇している。

【人為起源による温室効果ガスとの因果関係】

○ **人為起源の温室効果ガス**の排出が、20世紀半ば以降に観測された**温暖化の支配的な原因**であった「可能性が極めて高い」(95%以上の確率) ※。

※第三次報告書 (2001年) 「可能性が高い」(66%～) → 第四次報告書 (2007年) 「可能性が非常に高い」(90%以上) → 第五次報告 (2014年) 「可能性が極めて高い」(95%以上)

【気候システムへの将来影響】

○ 気候への人為的影響は、**大気と海洋の温暖化**、世界の**水循環の変化**、**雪氷の減少**、世界平均**海面水位の上昇**、及びいくつかの**気候の極端現象**の変化において検出。

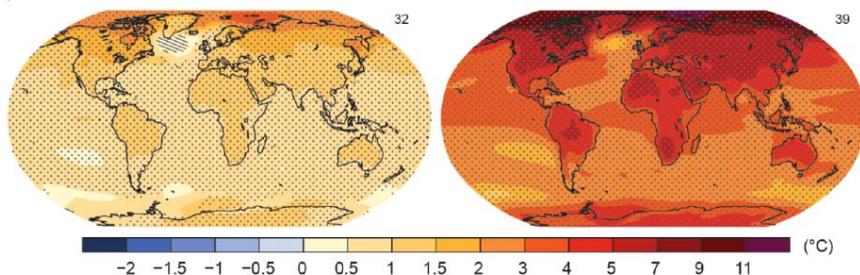
温暖化を抑えたシナリオ

最も温暖化するシナリオ

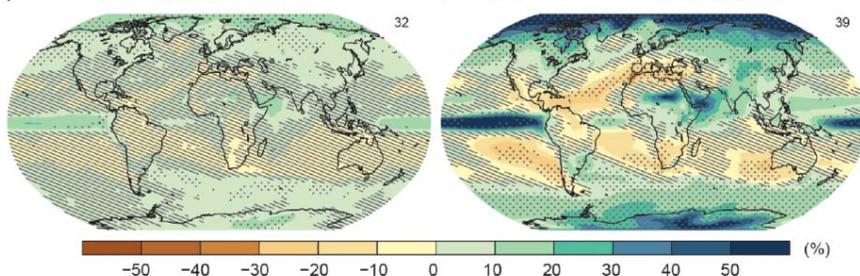
RCP 2.6

RCP 8.5

(a) 年平均地上気温変化 (1986～2005年平均と2081～2100年平均の差)

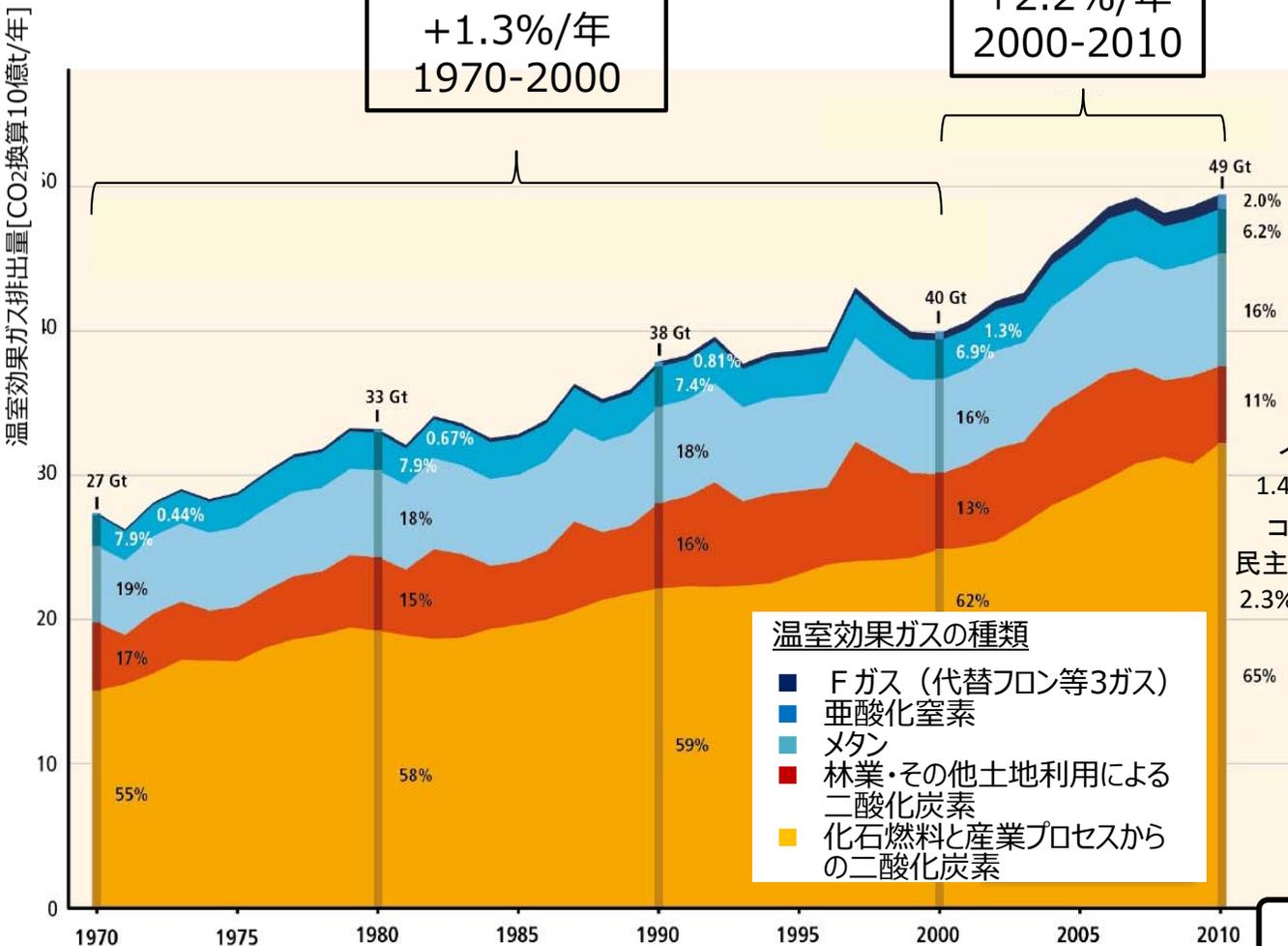


(b) 年平均降水量変化 (1986～2005年平均と2081～2100年平均の差)



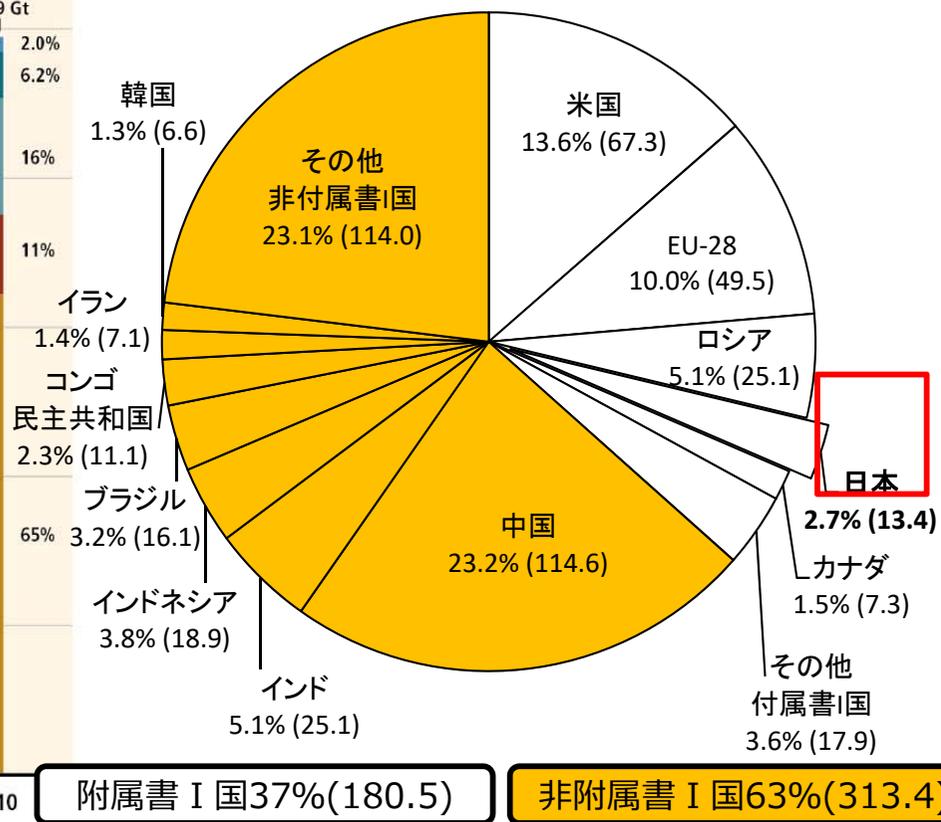
温室効果ガス排出の世界的動向と我が国の位置づけ

- 人為起源の温室効果ガス排出量は、1970年から2010年の間にかけて増え続けている。直近の10年間（2000～10年）の排出増加量は平均して2.2%/年であり、これは途上国の排出増によるもの。
- 我が国の温室効果ガスの排出量シェアは2.7%。約95%がCO2（エネルギー起源CO2：約90%）。



2000年から2010年 +93億トン
 附属書I国 ▲6億トン
 非附属書I国 +99億トン

各国別の温室効果ガス排出量シェア



【出典】I P C C 第5次報告書第三作業部会報告書

【出典】CO2 EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION 2016 (IEA)

- ・国連気候変動枠組条約（国連加盟国全てが参加）の下で、温室効果ガス削減の取組みを実施。具体的な国際取決めについて話し合うため、国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties）を1995年から毎年末に開催。

国連気候変動枠組条約

（1992年採択、1994年発効、196ヶ国・地域が参加。日本は1993年に批准）

- 究極の目的 ⇒ 大気中の温室効果ガス濃度の安定化。
- 全締約国の義務 ⇒ 温室効果ガス削減計画の策定・実施、排出量の実績公表。
- 先進国の追加義務 ⇒ 途上国への資金供与や技術移転の推進など。

→ 条約の実効性を高めるために

京都議定書

（1997年に京都で開催したCOP3で採択、2005年発効。日本は2002年に批准）

- 先進国のみが条約上の数値目標を伴う削減義務を負う。

〔 COP15（2009年デンマーク・コペンハーゲン）
→合意不採択 〕

【第一約束期間】

- ・日本（▲6%（90年度比））、EU、ロシア、豪州等が参加。
- ・米国は不参加、カナダは2012年に脱退。

〔 COP16（2010年、メキシコ・カンクン） 〕

- ・各国が自主的に2020年の目標を登録することに合意
日本は、▲3.8%（05年度比）を登録（2013年11月）
※原発を含まない現時点での目標

【第二約束期間】

- ・EU、豪州等が参加。
- ・日本、ロシア、ニュージーランドは不参加。

〔 COP17（2011年、南ア・ダーバン） 〕

- ・2020年以降の将来枠組に向けた検討開始に合意

- 約束草案（2020年以降の削減目標）を提出（2015年7月）
- ・2030年度に2013年度比▲26.0%

パリ協定

（2020年以降の将来枠組）

（2015年11月30日～12月13日 COP21@仏・パリで合意）

〔 COP22（2016年11月7日～18日、モロッコ・マラケシュ） 〕

- ・パリ協定の実施方針等を2018年までに策定することを合意

パリ協定のポイント

COP21(2015年12月)においてパリ協定が採択され、2016年11月4日に発効。

●長期目標（2℃目標）

- ・世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求。
- ・出来る限り早期に世界の温室効果ガスの排出量をピークアウトし、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成。

※先進国、途上国を問わず、特定年次に向けての世界の削減数値目標は合意されなかった。

●プレッジ&レビュー

- ・主要排出国を含む全ての国が自国の国情に合わせ、温室効果ガス削減目標（NDC：Nationally Determined Contribution）を策定し、5年ごとに条約事務局に提出・更新。
- ・各国は目標の達成に向けた進捗状況に関する情報を定期的に提供。提出された情報は、専門家によるレビューを受ける。

●長期低排出発展戦略

- ・全ての締約国は、長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略を作成し、及び通報するよう努力すべきであるとされた。

※COP21決定において、長期低排出発展戦略について、**2020年までの提出が招請**されている。

1.地球温暖化問題を巡る状況

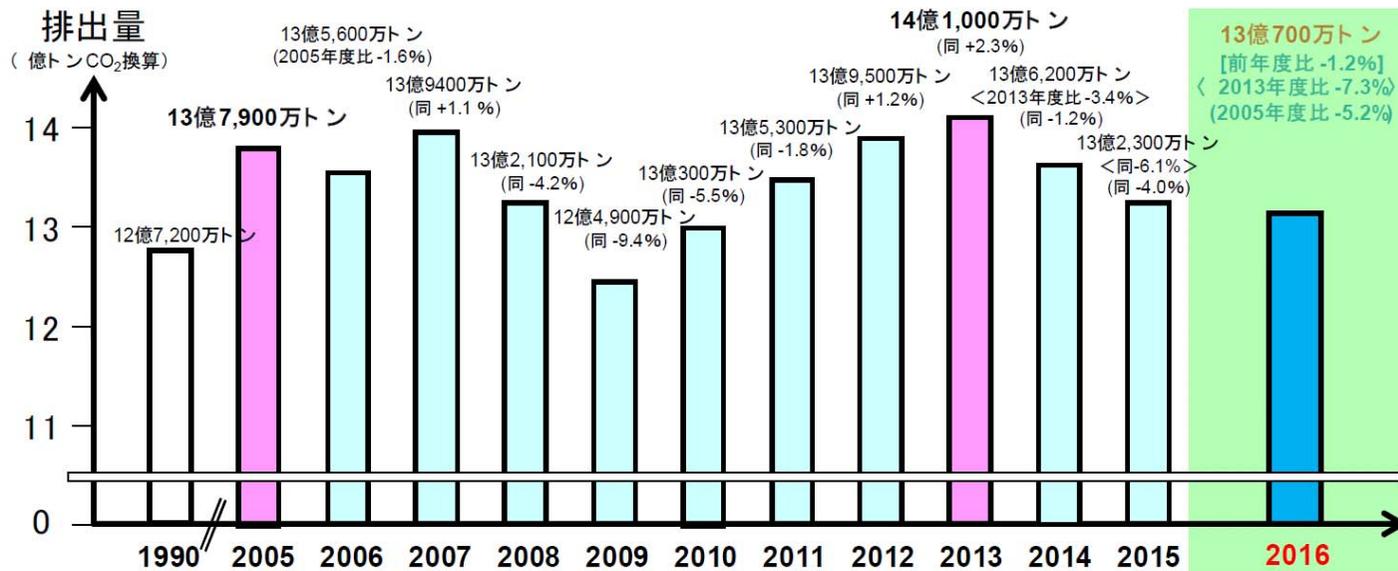
2.今後の我が国の地球温暖化対策

3. J ークレジット制度

国内の温室効果ガス排出量の実態

- 2016年度の我が国の温室効果ガス総排出量（確報値）は13.07億トンと3年連続で減少。
- 直近3年間の排出量が減少した要因は、電力消費量の減少（省エネ、冷夏・暖冬等）や電力の排出原単位の改善（再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等）に伴う電力由来のCO2排出量の減少（4.7億トン→4.3億トン*）により、エネルギー起源のCO2排出量が減少したことなどが挙げられる。 * 出典：電気事業低炭素社会協議会 CO2実排出量実績
- 他方、1990年（石油危機後の大幅なエネルギー効率改善後）と比べると総排出量は増加（1990年：12.71億トン→2016年度：13.07億トン）。部門別では産業部門は減少する一方、家庭・業務・運輸の各部門で増加している。

温室効果ガス排出量の推移（1990-2016年度）

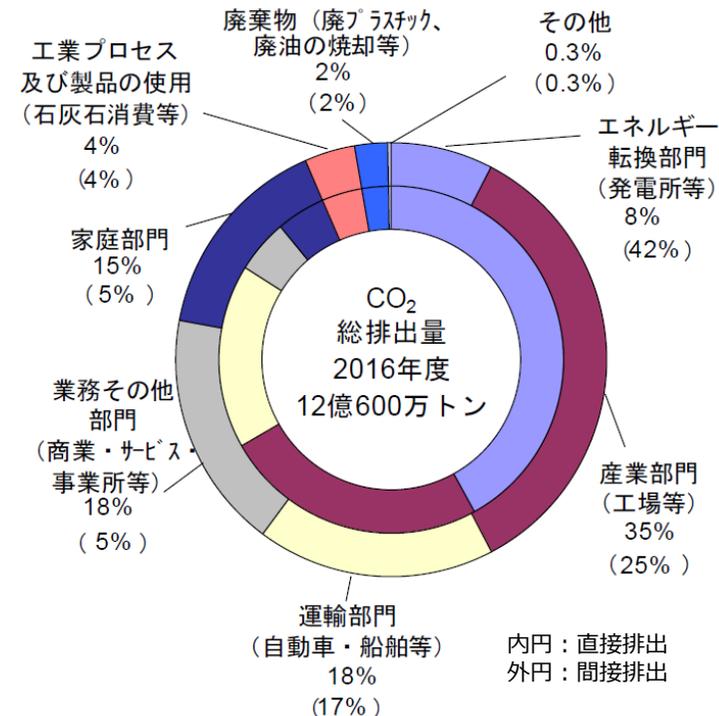


注1 「確報値」とは、我が国の温室効果ガスの排出・吸収目録として気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）事務局に正式に提出する値という意味である。今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、今回とりまとめた確報値が再計算される場合がある。
 注2 今回とりまとめた排出量は、2016年度速報値（2018年1月9日修正・公表）の算定以降に利用可能となった各種統計等の年報値に基づき排出量の再計算を行ったこと、算定方法について更に見直しを行ったことにより、2016年度速報値との間で差異が生じている。
 注3 各年度の排出量及び過年度からの増減割合（「2013年度比」等）には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。

部門別CO2排出量の変化

	1990年	2016年
産業	5.02億トン	4.18億トン(▲16.7%)
運輸	2.07億トン	2.15億トン(+3.9%)
業務その他	1.29億トン	2.14億トン(+65.9%)
家庭	1.30億トン	1.88億トン(+44.6%)

部門別CO2排出量内訳（2016年度確報値）



出典：環境省 2016年度（平成28年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について（平成30年7月27日修正版）

日本の約束草案（平成27年7月17日 地球温暖化対策推進本部決定、国連提出）

（単位：百万t-CO2）

	2030年度の温室効果ガス削減目標 (2013年度比)	2030年度の温室効果ガス削減量 (2013年度比)	温室効果ガス排出量	
			2030年度	2013年度
温室効果ガス削減量	▲26.0%	▲366	1,042	1,408
エネルギー起源CO2	▲25.0%	▲308	927	1,235
その他温室効果ガス（※1）	▲11.9%	▲20.6	152.4	173.0
吸収源対策（※2）	—	▲37	—	—

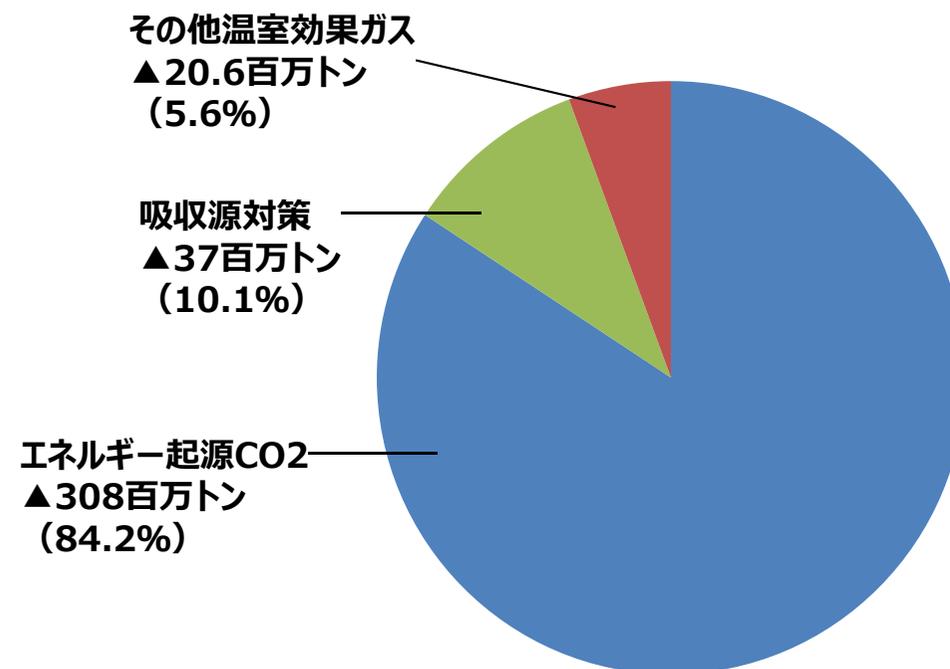
※1 非エネルギー起源CO2、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス

※2 2030年度に約3,700万t-CO2（2013年度総排出量の▲2.6%相当）の吸収量確保を目標とする。

<エネルギー起源CO2（部門別内訳）>

	2030年度の各部門の排出量の目安 (2013年度比)	2013年度
エネルギー起源CO₂	927 (▲25.0%)	1,235
産業部門	401 (▲6.6%)	429
業務その他部門	168 (▲39.7%)	279
家庭部門	122 (▲39.4%)	201
運輸部門	163 (▲27.4%)	225
エネルギー転換部門	73 (▲27.5%)	101

<2030年度の温室効果ガス削減量 366百万トンの内訳>



- ・COP21における新たな国際枠組みに関する合意の状況を踏まえ、2016年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定。

※同計画は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策推進本部（本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣）が計画案を策定。

- ・抜本的な排出削減が見込める革新的技術を特定した「エネルギー・環境イノベーション戦略」、エネルギーミックスの実現に向けた「エネルギー革新戦略」を同年4月にそれぞれとりまとめた。

1. 約束草案実現に向けた計画策定

地球温暖化対策計画 (中環審・産構審合同会議)

- 計画で定める主な内容（温対法8条）
 - ・計画期間
 - ・基本的方向性
 - ・温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標
 - ・目標達成のための対策・施策
 - ・特に排出量の多い事業者に期待される事項等

2. 革新的技術戦略の策定

エネルギー・環境イノベーション戦略 (総合科学技術・イノベーション会議)

- 戦略で定める主な内容
 - ・有望分野・技術の特定
 - ・実現目標・成果目標の設定
 - ・各技術の研究開発の進め方（官民連携、国際共同研究開発等）
 - ・研究開発を集中的に実施するための枠組等

3. エネルギーミックス実現に向けた戦略策定

エネルギー革新戦略 (総合資源エネルギー調査会)

- 戦略で定める主な内容
 - ・徹底した省エネの実現のための方策
 - ・再生可能エネルギーの最大限導入
 - ・石炭火力の高効率化等

○我が国の地球温暖化対策の目指す方向

中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けた取組

- **2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準**にする

長期的な目標を見据えた戦略的取組

三
条
件

- パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する**公平かつ実効性ある国際枠組み**のもと、**主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組む**よう国際社会を主導し、**地球温暖化対策と経済成長を両立**させながら、
- **長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。**
- このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。
- したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及など**イノベーションによる解決を最大限に追求**するとともに、**国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求め**つつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。

三
原
則

世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

- 地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。
- 「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。
- 我が国が有する優れた技術を活かし、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献。

1.地球温暖化問題を巡る状況

2.今後の我が国の地球温暖化対策

3. J - クレジット制度



J-クレジット制度に初めて触られる方は、
お手元にある“J-クレジット制度 パンフレット”を、
ご参考にしてください。

- 地球温暖化対策計画（日本の約束草案実現に向けた削減計画、平成28年5月13日閣議決定）では、J-クレジット制度を「分野横断的な施策」と位置づけ。
- あわせて、カーボン・オフセットの推進を「国民運動の展開」として位置づけ。

第3章 目標達成のための対策・施策

第2節 地球温暖化対策・施策

2. 分野横断的な施策

(a) J-クレジット制度の推進

○ J-クレジット制度の推進

国内の多様な主体による省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセット等に活用できるクレジットを認証するJ-クレジット制度を着実に実施していく。

→J-クレジット制度の対象期間を2030年度まで延長(2016年9月28日)

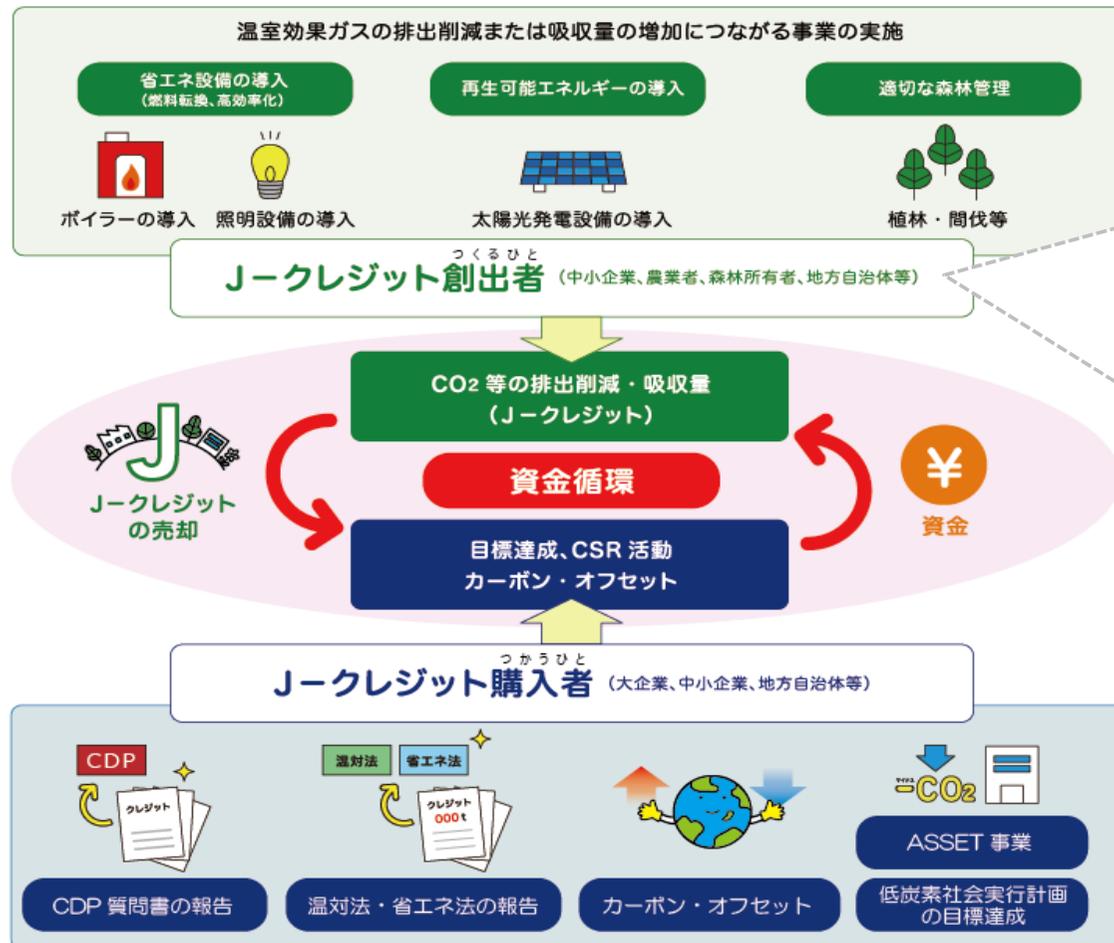
第6節 国民運動の展開（抜粋）

J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの取組を推進するとともに、カーボン・オフセットされた製品・サービスの社会への普及を図る。

J-クレジット制度とは

(J-クレジット制度 パンフレット **表紙** をご覧ください。)

- 省エネ再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- 本制度により、民間企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用で国内の資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。



クレジット認証の考え方



ベースライン アンド クレジット

ベースライン排出量(対策を実施しなかった場合の想定CO₂排出量)とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「J-クレジット」として認証

クレジットの創出について

- 様々な排出削減・吸収事業が対象であり、誰でもJ-クレジット創出者の可能性あり
- 多様な事業者が様々な排出削減・吸収事業を登録済み

参加事業者の制限なし

大企業、中小企業、地方自治体、地域コミュニティ、・・・

温室効果ガス排出削減・吸収事業を 既に実施済みでもOK

申請日から遡って2年前以降に実施されたものが対象

設備導入（新規/更新）のために国または 地方自治体から補助金を受けていてもOK

設備導入の際に他の補助金を受けていても対象
（一部例外あり）

排出削減・吸収事業の認証対象期間は 8年間です

様々な設備（新規/更新）や事業が対象

分類	対象となる設備や事業 （一部抜粋）
省エネルギー	ボイラー
	照明設備
	空調設備
	ヒートポンプ
	コジェネレーション
	工業炉
再生可能エネルギー	木質バイオマス
	太陽光発電
	バイオ液体燃料
廃棄物	食品廃棄物等の堆肥化
森林吸収	森林経営活動

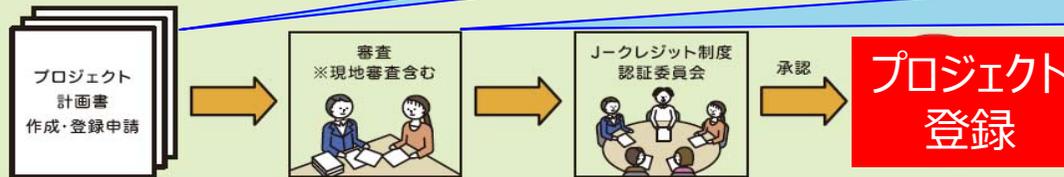
クレジット創出の流れ（概要版）と各種サポート

(J-クレジット制度 パンフレット **①クレジットを創る** をご覧ください。)

- クレジット創出の際には、制度事務局による様々なサポート（書類作成や費用支援など）あり

確認 J-クレジット制度に参加できるかを確認!
→ 温室効果ガス排出削減・吸収事業を実施/計画しているなど

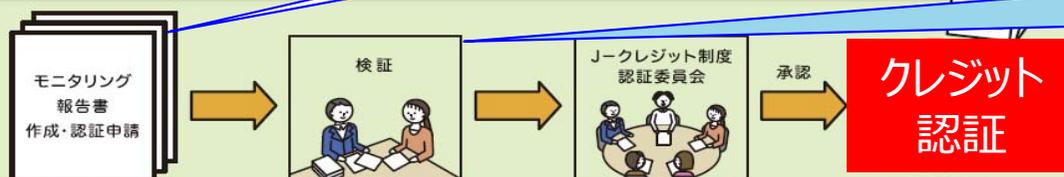
計画 → **登録** 計画をプロジェクトとして登録!
→ 導入設備について、測定項目、計画排出量などを決定



★平均6～7か月

実施 計画に基づき、算定するためのデータを取得!
→ 導入設備の電気使用量などエネルギー量のわかるものなど

報告 → **発行** 実施結果をまとめ、J-クレジットとして発行!
→ エネルギー使用量から削減量を算定など



★平均6～7か月

制度事務局によるサポート
(※1、中小企業等で、
100t-CO2/年以上の削減が見込まれる場合)

計画書(PDD)の作成代行
※1

審査(妥当性確認)
の費用支援※1

モニタリング報告書の作成
アドバイス (電話・メール)

審査(検証)
の費用支援※2

(※2、認証申請あたり
100t-CO2以上の削減が見込まれる場合)

※) 支援条件の詳細について、制度事務局HPに掲載しております。

クレジット創出の方法論一覧①

- 現在、61に方法論を承認（平成30年8月時点）。

内訳：省エネルギー等40、再生可能エネルギー9、工業プロセス5、農業3、廃棄物2、森林2

よく使われているもの 凍結中

分類	方法論名称
省エネルギー等	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	工業炉の更新
	空調設備の導入
	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入
	照明設備の導入
	コージェネレーションの導入
	変圧器の更新
	外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切替え
	未利用廃熱の発電利用
	未利用廃熱の熱源利用
	電気自動車の導入
	ITを活用したプロパンガスの配送効率化
	ITを活用した検針活動の削減
	自動販売機の導入

クレジット創出の方法論一覧②



よく使われているもの



凍結中

分類	方法論名称
省エネルギー等	冷凍・冷蔵設備の導入
	ロールアイロナーの更新
	電動式船舶への更新
	廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替
	ポンプ・ファン類の更新
	電動式建設機械・産業車両への更新
	生産機械(工作機械、プレス機械又は射出成型機)の更新
	ドライブを支援するデジタルタコグラフ等装置の導入及び利用
	テレビジョン受信機の更新
	自家用発電機の更新
	乾燥設備の更新
	屋上緑化による空調に用いるエネルギー消費削減
	ハイブリッド式建設機械・産業車両への更新
	天然ガス自動車の導入
	印刷機の更新
	サーバー設備の更新
	節水型水まわり住宅設備の導入
	外部データセンターへのサーバー設備移設による空調設備の効率化
	エコドライブ支援機能を有するカーナビゲーションシステムの導入及び利用
	海上コンテナの陸上輸送の効率化
	下水汚泥脱水機の更新による汚泥処理プロセスに用いる化石燃料消費削減
	共同配送への変更
冷媒処理施設の導入	
省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改築	
ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設	

クレジット創出の方法論一覧③

 よく使われているもの

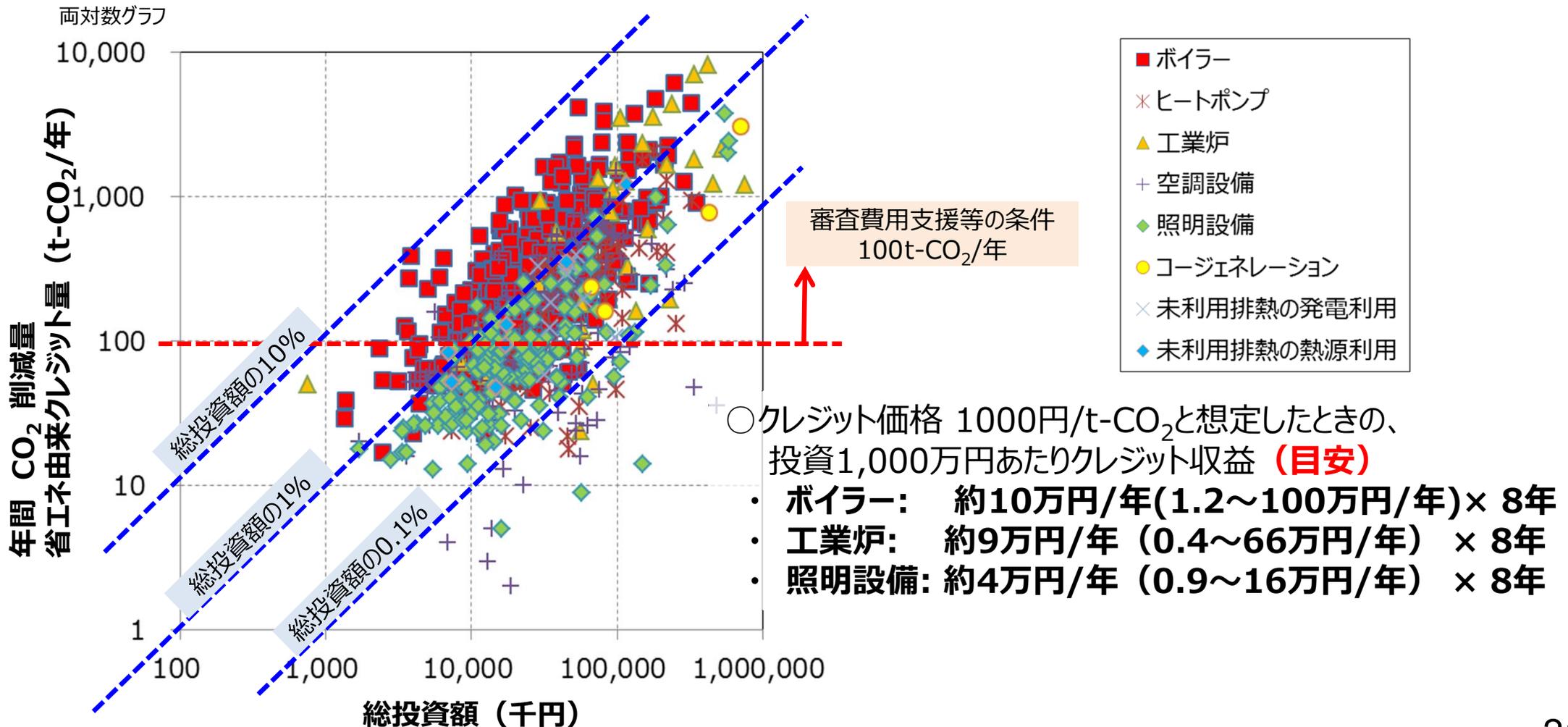
 凍結中

分類	方法論名称
再生可能エネルギー	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
	太陽光発電設備の導入
	再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入
	バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・バイオオイル)による化石燃料又は系統電力の代替
	バイオマス固形燃料(下水汚泥由来バイオマス固形燃料)による化石燃料又は系統電力の代替
	水力発電設備の導入
	バイオガス(嫌気性発酵によるメタンガス)による化石燃料又は系統電力の代替
	風力発電設備の導入
工業プロセス	再生可能エネルギー熱を利用する発電設備の導入
	マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更
	麻酔用N2Oガス回収・分解システムの導入
	液晶TFTアレイ工程におけるSF6からCOF2への使用ガス代替
	温室効果ガス不使用絶縁開閉装置等の導入
農業	機器のメンテナンス等で使用されるダストブロー缶製品の温室効果ガス削減
	豚・ブロイラーへの低タンパク配合飼料の給餌
	家畜排せつ物管理方法の変更
廃棄物	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減
森林	食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法の変更
	森林経営活動
	植林活動

参考) クレジットの創出メリット (販売収益【省エネ由来クレジット】)

- 制度事務局の支援を受けることができる100t-CO₂/年を満たすためには、総投資額は1,000万円以上が目安
- クレジット収益は総投資額の約1% (10%の収益を上げるケースも)

省エネ設備導入における 総投資額 と 年間CO₂削減量



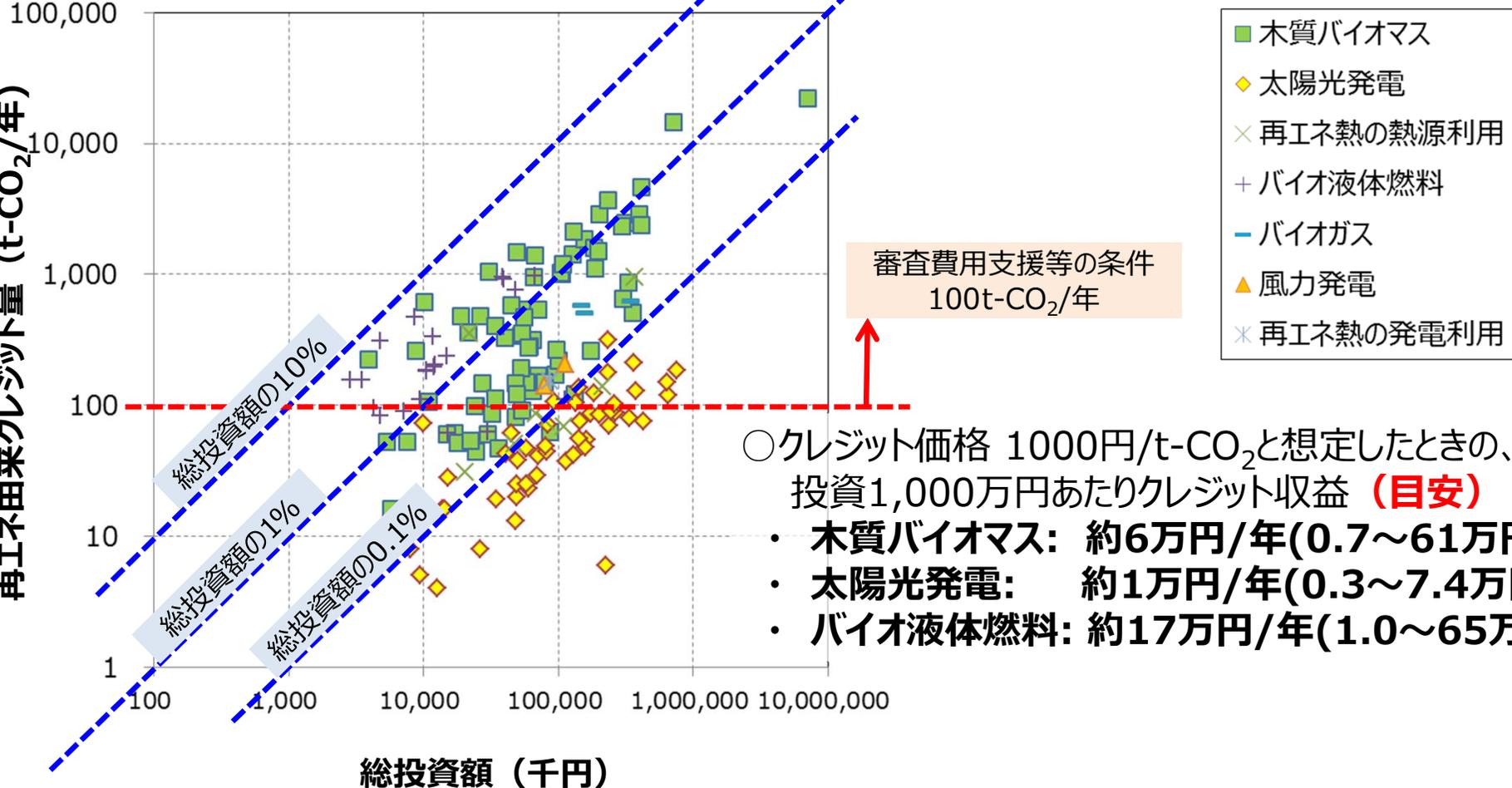
- 制度事務局の支援を受けられることができる100t-CO₂/年を満たすためには、総投資額は数千万円～数億円以上が目安。
- クレジット収益は総投資額の約0.1～1% (プロジェクトによりバラつき大)

再エネ設備導入における 総投資額 と 年間CO₂削減量

両対数グラフ

100,000

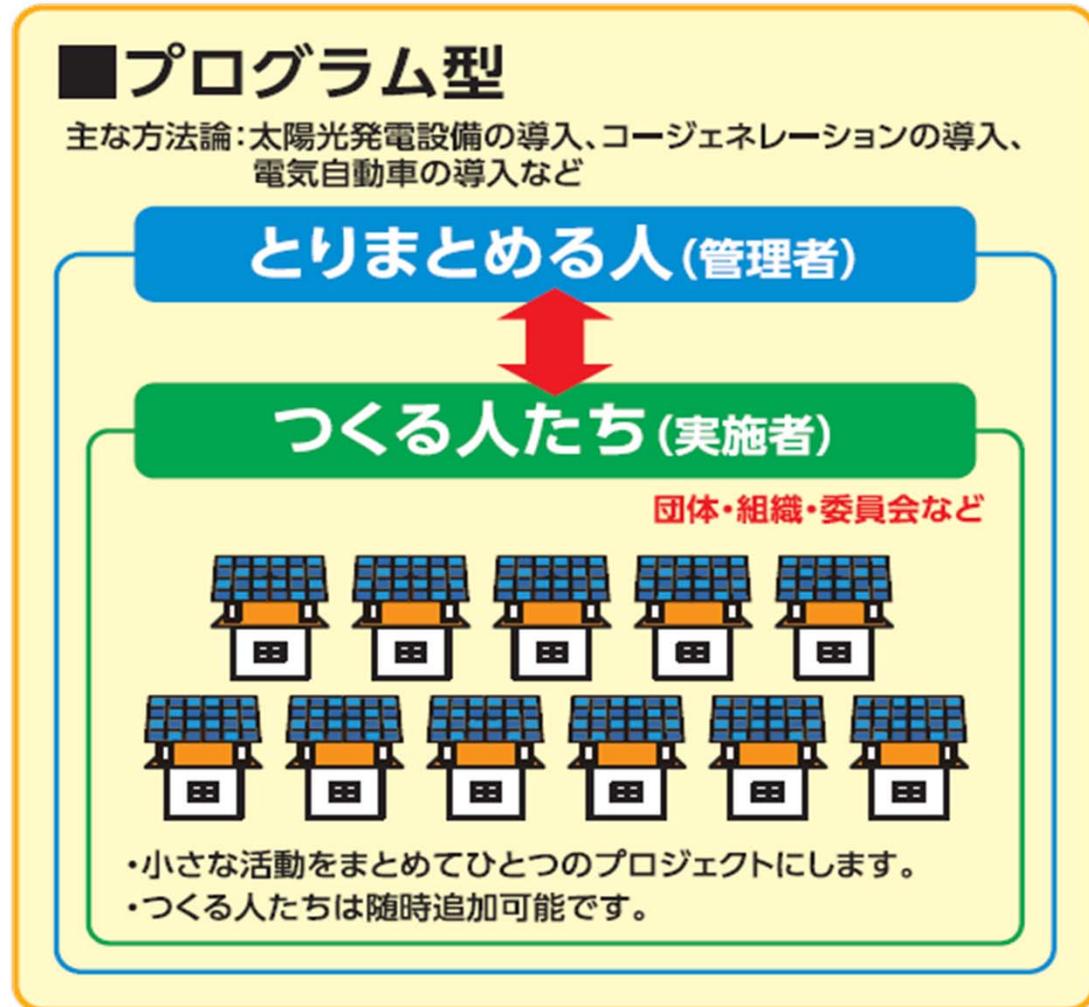
年間 CO₂ 削減量
再エネ由来クレジット量 (t-CO₂/年)



○クレジット価格 1000円/t-CO₂と想定したときの、
投資1,000万円あたりクレジット収益 (目安)

- 木質バイオマス: 約6万円/年(0.7～61万円/年) × 8年
- 太陽光発電: 約1万円/年(0.3～7.4万円/年) × 8年
- バイオ液体燃料: 約17万円/年(1.0～65万円/年) × 8年

- ・通常型プロジェクト 1つの事業者がプロジェクト実施者(クレジット創出者)となる型。
- ・プログラム型プロジェクト 小規模な削減活動をまとめて、1つのプロジェクトとし、随時削減活動を追加できる型。



J-クレジット制度 登録件数・認証回数 と 認証見込量・認証量 の状況

プロジェクト登録

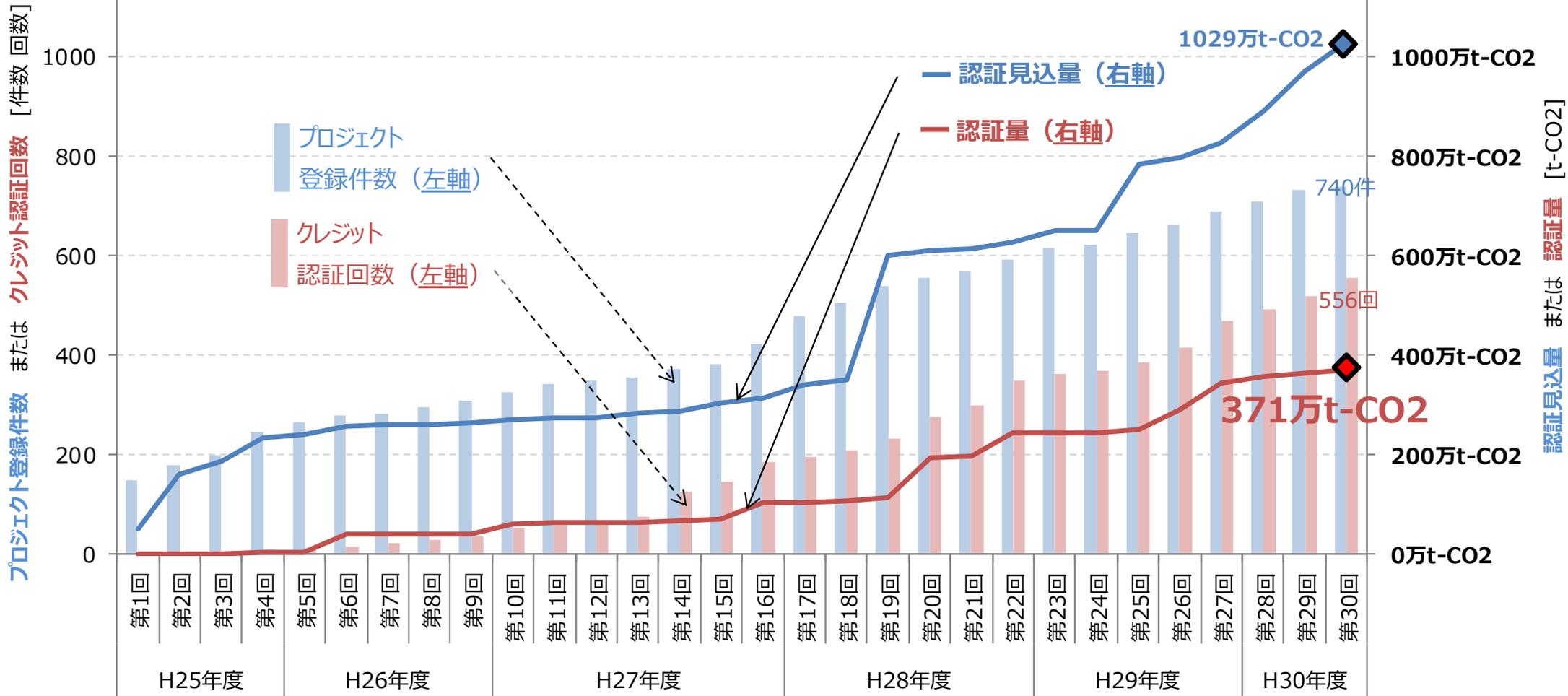
登録件数 累計740件

認証見込量 累計約1029万t-CO₂

クレジット認証

認証回数 累計556回

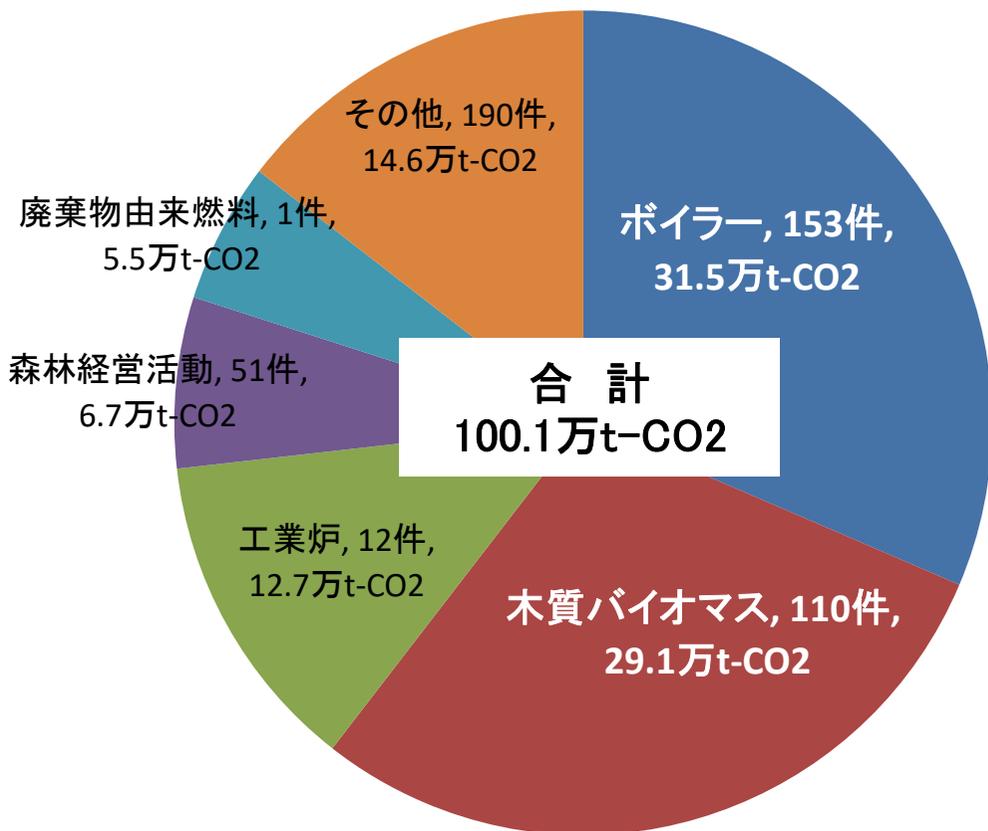
認証量 累計約371万t-CO₂



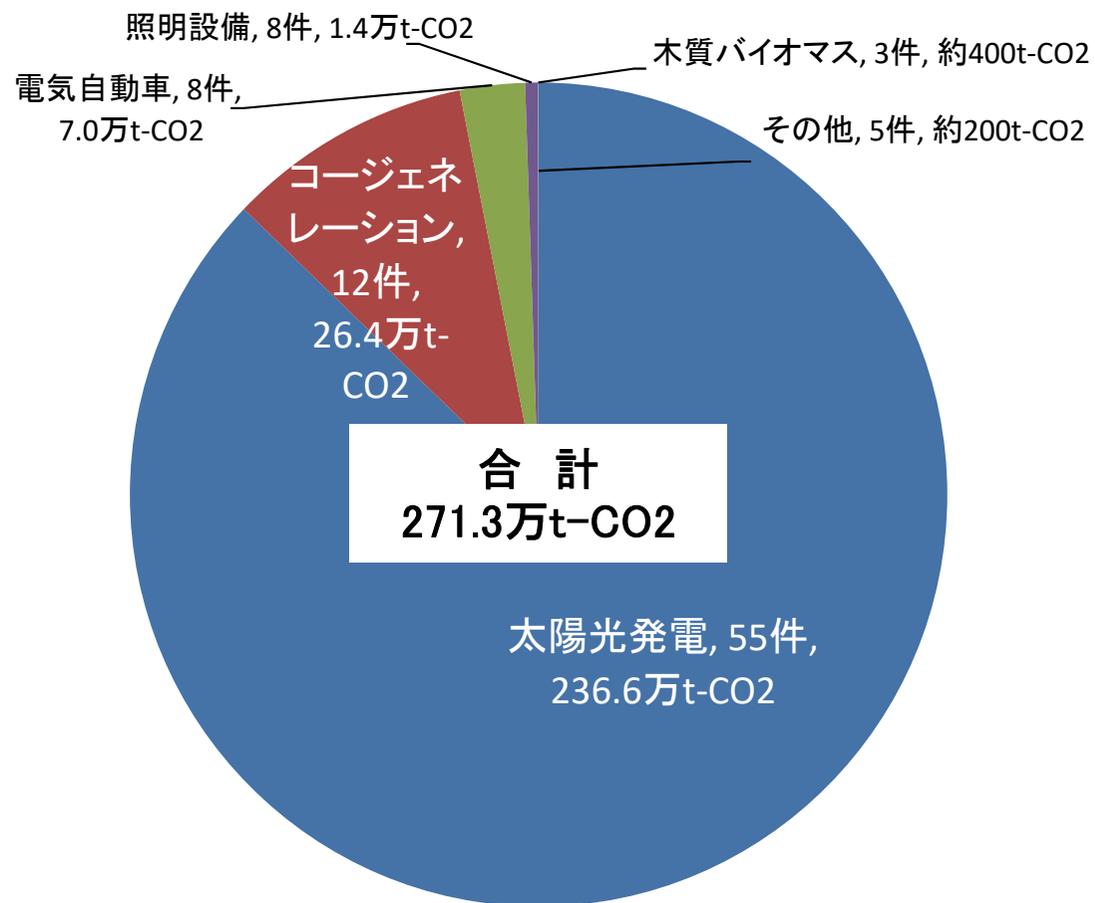
※各グラフの値は旧制度からの移行分を含む。

2018年10月4日(第回認証委員会終了時)時点の実績 24

方法論別の分類
(通常型プロジェクト)



方法論別の分類
(プログラム型プロジェクト)



(※)1つのプロジェクトに複数方法論を適用している場合があるため、プロジェクト件数とは一致しない

※旧制度からの移行プロジェクトを含む

クレジットの創出メリット（制度事務局からのPR効果など）

- ・ 制度事務局がPR（制度HP、展示会など）を実施し、多くの事業者様へクレジット創出活動を訴求
- ・ クレジット活用事業者により、調達したクレジットが紹介されるケースあり

制度HPでのPR(例. 津山市)



SONYが自社で活用するために調達したクレジット等を紹介する事例（主に再生可能エネルギー由来のクレジットを調達し、自社の排出量を削減）

展示会でのPR



クレジットの売買について

(J-クレジット制度 パンフレット **②クレジットを売る/買う** をご覧ください。)

- クレジットは、「①相対取引」と「②入札販売」の2つの方法がある
 - ① 相対取引：制度HPに売り出しクレジットを掲載 または 仲介事業者を利用
↓（掲載後6か月以上経過しても取引が成立しない場合）
 - ② 入札販売：政府保有クレジットと合わせて、入札を実施

① 相対取引

■ 仲介事業者を利用する場合



・ 仲介事業者*を介した相対取引（売買仲介）でクレジットの売買価格と売買量を決めます。

*J-クレジット・プロバイダー等

■ J-クレジット制度HPを利用する場合



・ 売りたい方と買りたい方との相対取引で、クレジットの売買価格と売買量を決めます。

② 入札販売

J-クレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」へ掲載後、6か月以上取引が成立していない場合、希望者は入札販売の対象となります。



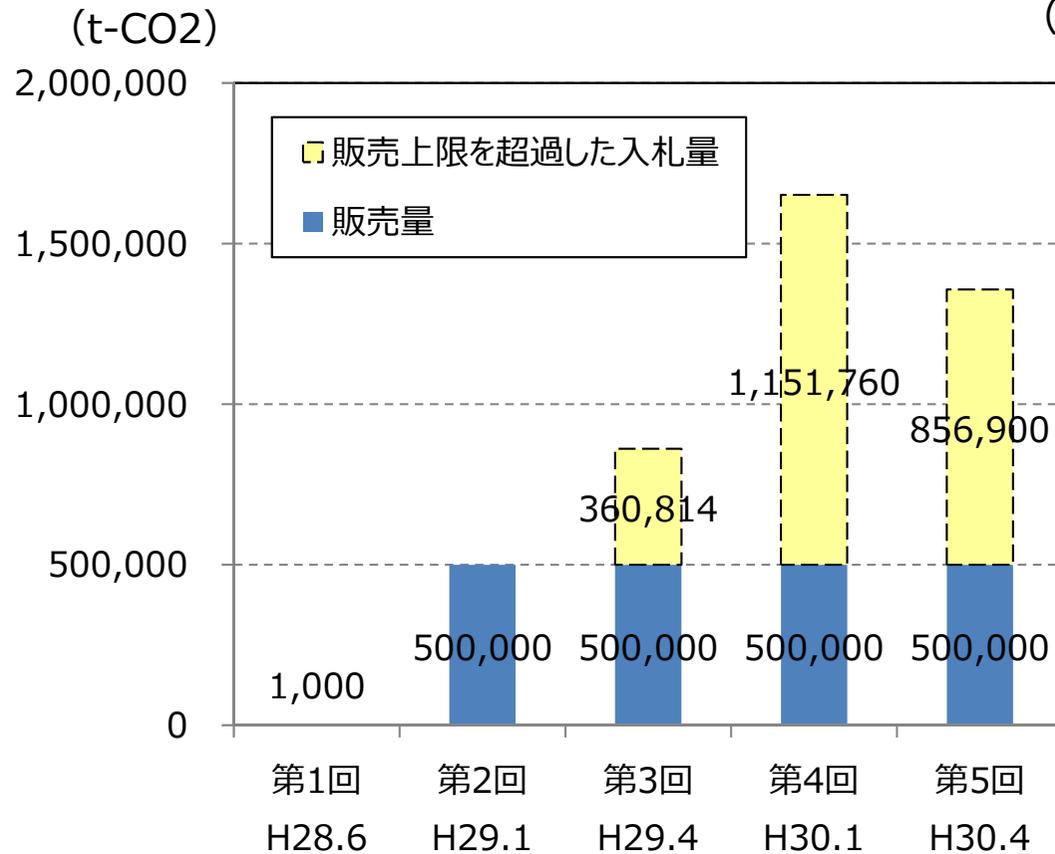
- ・ クレジットの売買価格と売買量は、落札によって確定します。
- ・ 販売クレジットは、政府保有クレジット分を含めて実施します。



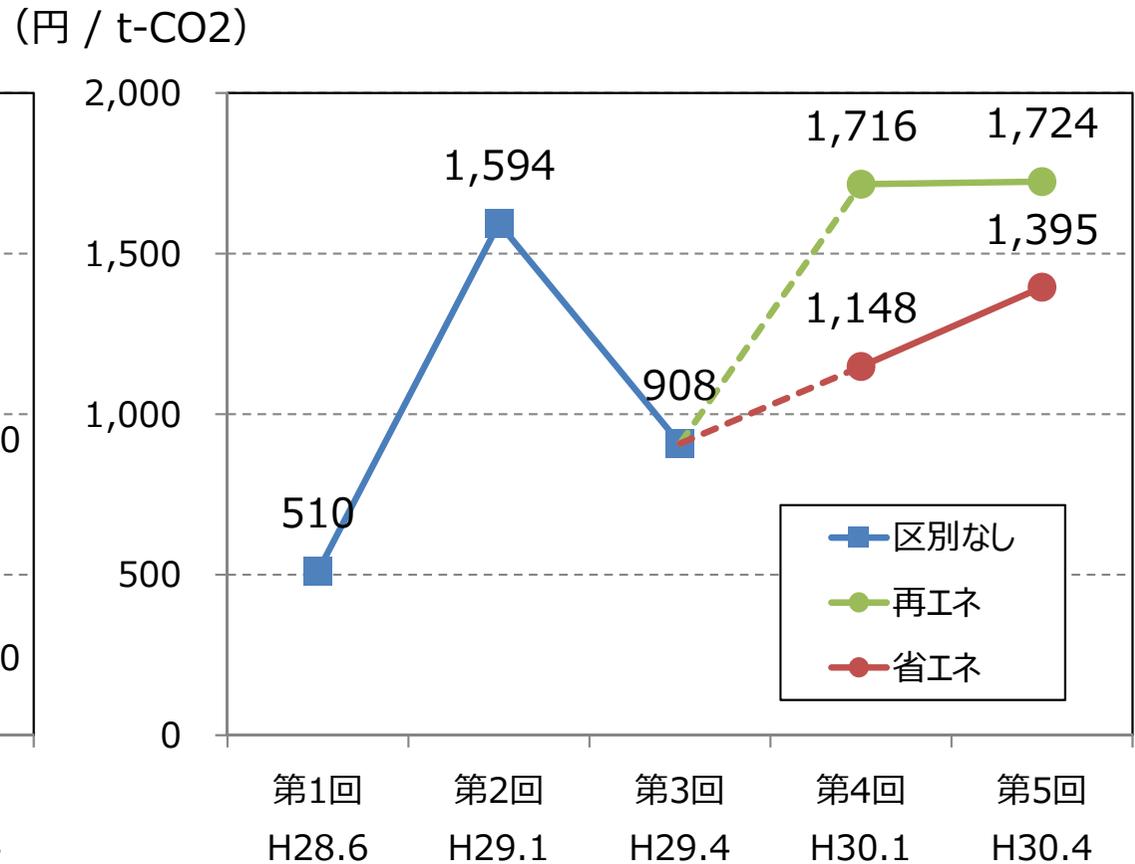
クレジットの**落札価格**は、「J-クレジット制度HP」に掲載の入札販売のページをご参照ください。
<https://japancredit.go.jp/tender/>

- 第5回J-クレジット入札販売では、50万t-CO₂の販売量に対し、130万t-CO₂以上の入札。
- 第3回以降、落札の加重平均販売価格は、上昇傾向にある。

販売量及び超過入札量の推移



加重平均販売価格※の推移



※落札価格に当該落札トン数を乗じた合計を総販売量で除したもの。

※入札の詳細について、制度事務局HPをご覧ください。

クレジットの活用について

(J-クレジット制度 パンフレット **③クレジットを使う** をご覧ください。)

- クレジットの活用方法は様々あり、クレジットの無効化・償却量も年々増加。



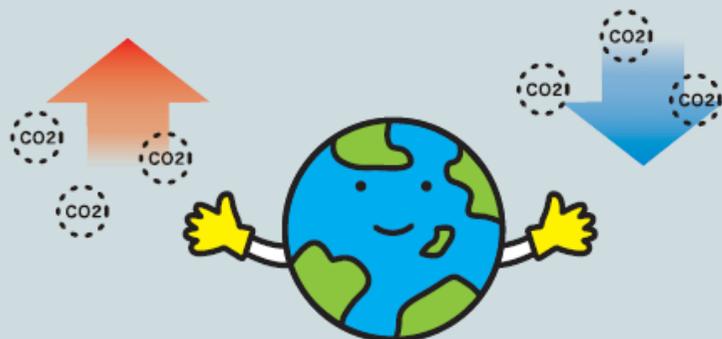
再生可能エネルギー由来のJ-クレジットは CDP※質問書に再生可能エネルギーの調達量として報告できます

※CDPは、投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことを目的とした国際的な非営利団体。気候変動等に関わる事業リスクについて、企業がどのように対応しているか、質問書形式で調査し、評価したうえで公表するもの。

※**RE100**達成のために、再エネ量として報告できるようになりました！

温対法の排出量調整、電気事業者の排出係数調整に活用できます

温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）における排出量の調整に報告できます。また、電気事業者が、温対法の算定・報告・公表制度で公開される事業者別排出係数や、メニュー別の排出係数の調整に活用できます。



カーボン・オフセットに活用できます

環境への貢献PR、企業や製品の差別化、ブランディングに利用可能です。

活用事例：G7伊勢志摩サミットのカーボン・オフセット、山の日カーボン・オフセットキャンペーン（いずれも2016年度）等

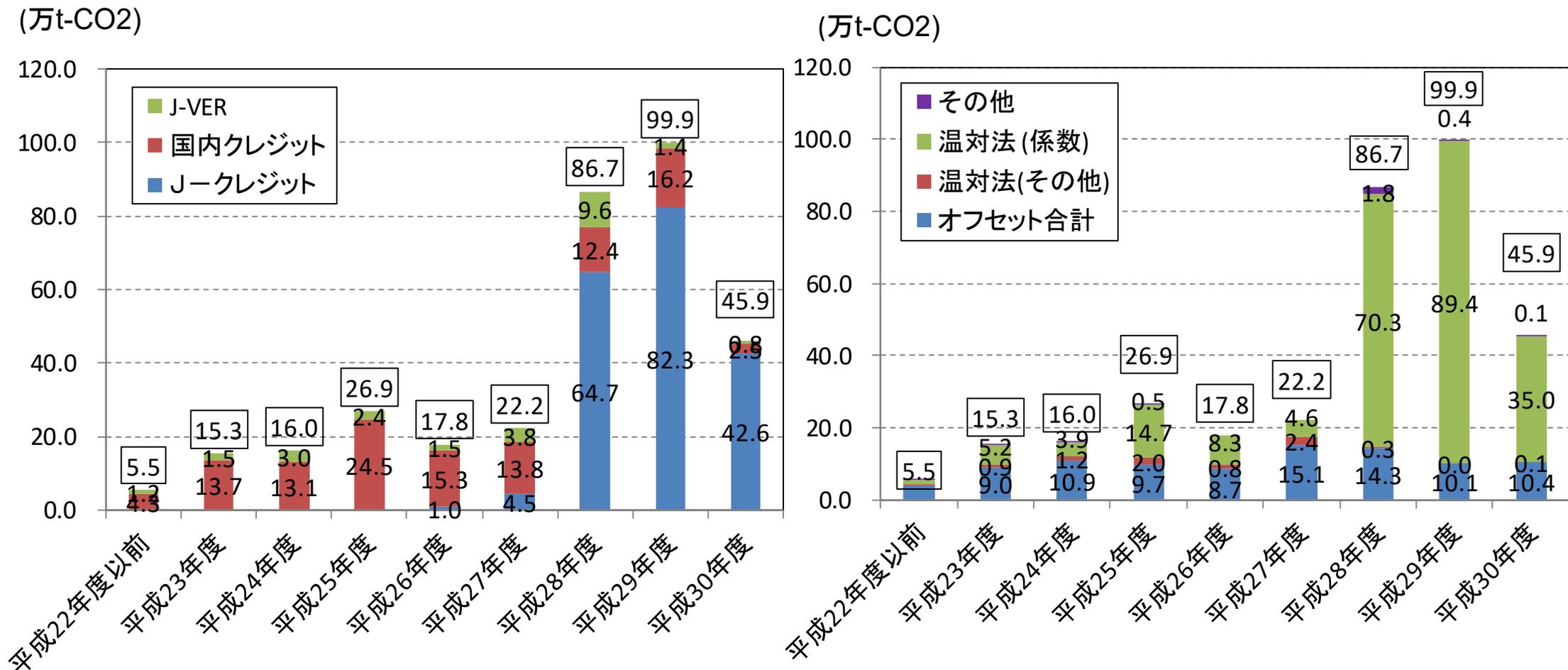
J-クレジット等 無効化・償却 状況①

- 全認証量(※)585万t-CO₂中、これまでに無効化されたクレジットは、336万 t-CO₂

無効化とは、J-クレジット登録簿上でJ-クレジット、J-VERを無効化償却口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることを指す。
 償却とは、J-クレジット登録簿上で国内クレジットを無効化償却口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることを指す。

(※ J-クレジット・国内クレジット・J-VER全てを含む認証クレジット)

クレジット種別・目的別 無効化量(単年度推移)

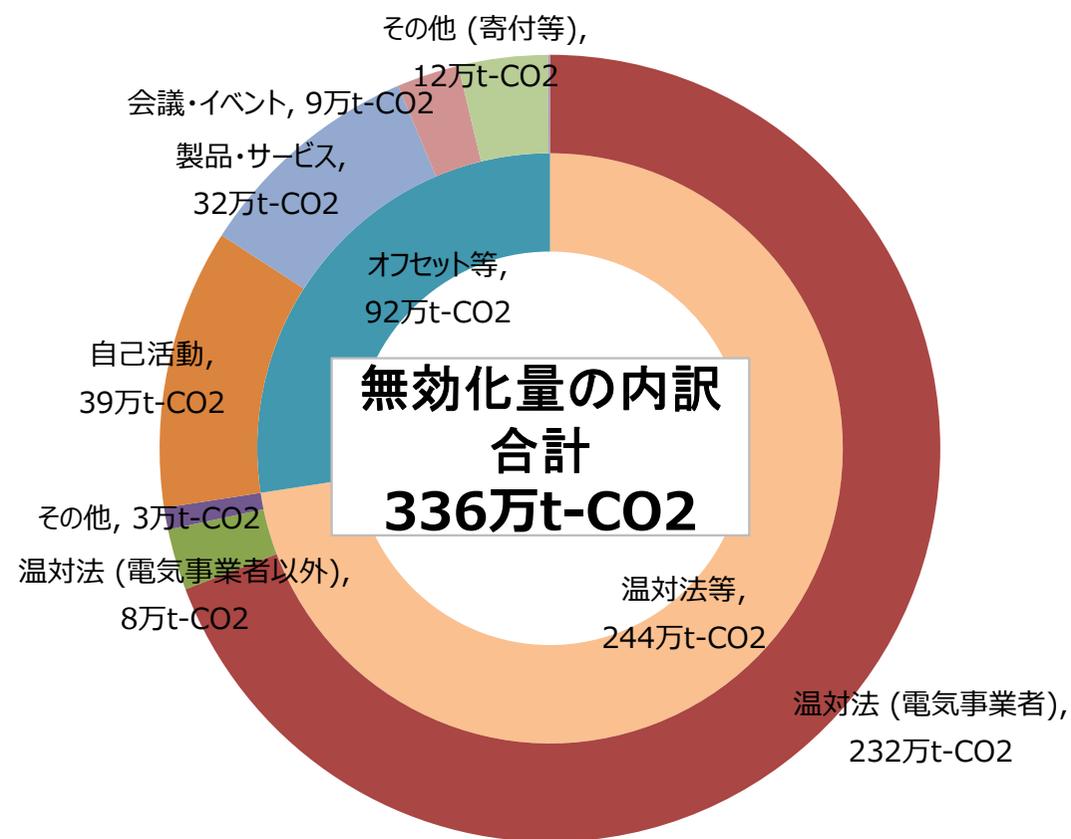
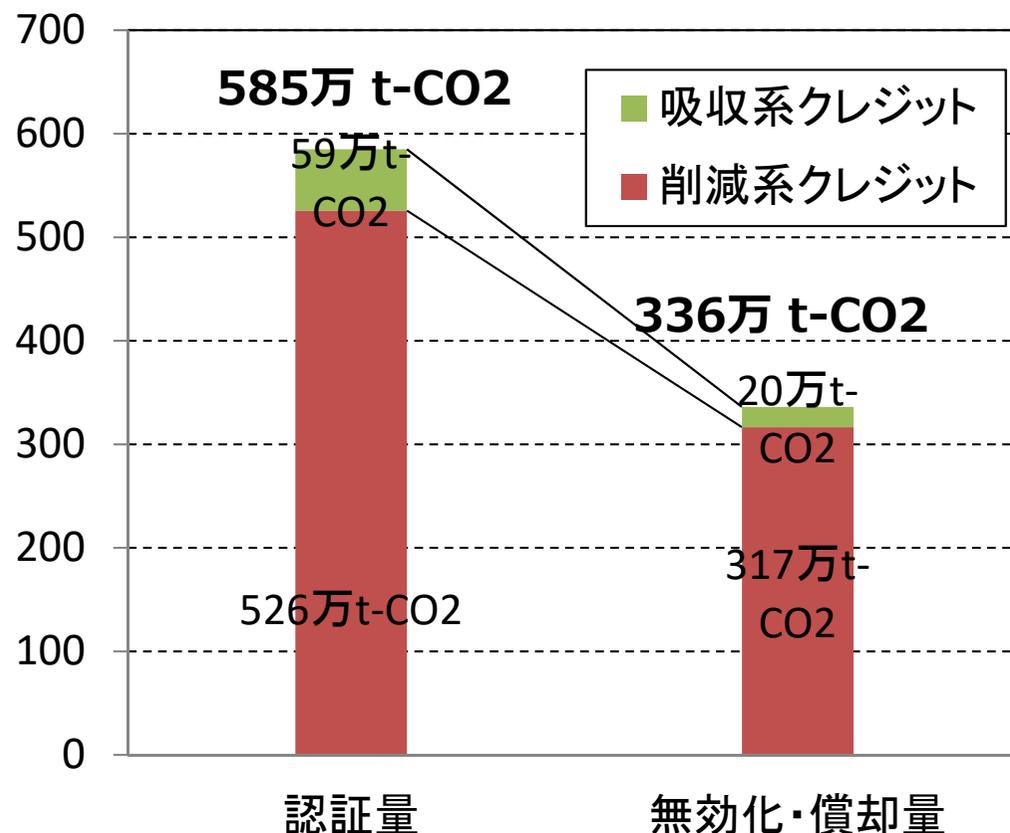


J-クレジット等 無効化・償却 状況②

- 削減系クレジットと吸収系クレジットの無効化率は、それぞれ約60%、約33%
- 電力の排出係数調整、自己活動（CSR）や製品・サービスのオフセットへの利用が多い

クレジット種別 認証量と無効化量（累積値）

(万t-CO₂)



※各グラフの値は旧制度での認証クレジット分を含む。

2018年9月10日時点の実績

トピックス：活用用途の拡大 再エネ発電起源J-クレジットのCDP報告への活用

- 2017年4月に再生可能エネルギー(電力)由来のJ-クレジットに (従来のt-CO2表示に加えて) 『MWh表示』を追加しています。
- この『MWh表示値』を再生可能エネルギー(電力)量として、CDP質問書の報告やRE100達成に利用できるようになりました。



再エネ由来のJ-クレジットは
CDP※質問書に再エネ量として報告できます

詳細はJ-クレジット制度事務局までお問合せください。

※CDPは、投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことを目的とした国際的な非営利団体。
気候変動等に関わる事業リスクについて、企業がどのように対応しているか、質問書形式で調査し、
評価したうえで公表するもの。



RE 100

再エネ由来のJ-クレジット(発電分)は
RE100※に再エネ電気として報告できます

100% renewable power

詳細はJ-クレジット制度事務局までお問合せください。

※RE100は、事業活動で使用する電力を、
100%再エネ電力で賄うことをコミットした企業が参加する国際的なイニシアチブ。



再エネ由来クレジットには「MWh表示」を追加

制度名	プロジェクト番号	プロジェクト実施者・法人番号	実施地域	実施場所	プロジェクト概要	プロジェクト種別	再エネ(電力)(MWh) ▲ ▼	再エネ(熱)(GJ) ▲ ▼	省エネ(kl) ▲ ▼	低炭素社会 実行計画 への利用	売却 可能量 最小 (t-CO2) ▲ ▼	売却 可能量 最大 (t-CO2) ▲ ▼	クレジット保有者 連絡先
J-クレジット	P11			住宅	住宅における太陽光発電設備の導入	排出削減(再エネ)	4,150	-	-	可	10	1,012	お問い合わせ▶
J-クレジット	P11			住宅	住宅における太陽光発電設備の導入	排出削減(再エネ)	2,969	-	-	可	10	1,644	お問い合わせ▶

※詳細は、制度事務局までお問い合わせください。※

トピックス：制度の簡素化

- 制度事務局では、クレジット創出を促すために、制度の簡素化を推進中
- プロジェクト実施後のモニタリングの簡素化を目的として、データ収集負荷が高く、使用頻度の高い項目に対して、デフォルト値を設定

方法論／制度文書	改定内容	使用条件
モニタリング・算定規定	計測器の誤差デフォルト化 ・電力計及び流量器：10% ・温度計（温水）：2℃	新規に計測値を設定する場合で、仕様書やカタログによる計測精度の特定ができない場合
方法論EN-S-016 「冷凍・冷蔵設備」	2015年版JIS下で計測された 消費電力量（カタログ値） 利用	特になし
方法論EN-S-024 「テレビジョン受信機の更新」	省エネ法で定められた測定方法により算出された 消費電力量（カタログ値） 利用	家庭部門かつ認証申請時に削減活動数が70以上のプログラム型プロジェクトに限る
方法論EN-S-006 「照明設備の導入」	照明の年間稼働時間デフォルト化 ・家庭部門（LED・電球別、世帯人数別に設定） ・産業部門、業務部門（室用途別に設定）	・家庭部門は、認証申請時に削減活動数が70以上のプログラム型プロジェクトに限る ・産業部門、業務部門は、稼働率を考慮することが適切と考えられる場合は、稼働率を乗じる必要がある
方法論EN-S-039 「省エネルギー住宅の新築」	BELS評価書の数値を使う事で実測不要でモニタリング可	BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）認証された新築または改築住宅（ただし削減活動数が70以上のプログラム型プロジェクトに限る）
方法論EN-R-002 「太陽光発電設備の導入」	自家消費電力のうち、 蓄電池を經由する電力の經由率デフォルト化	蓄電池を備える太陽光発電設備

ご参考)
クレジット創出・クレジット活用
の事例紹介

代表的な事例の紹介

創出 /活用	事業者名	概要	事例 番号
創出	株式会社大林組	低炭素型コンクリートの活用	①
	沖縄綿久寝具株式会社	ボイラーの更新 (A重油ボイラー→LNGボイラー)	②
	中標津町	防風林の管理	③
	一般社団法人木質ペレット 推進協議会 山口支部	家庭での木質ペレットストーブの導入 (プログラム型)	④
活用	株式会社 安藤・間	地元 (茨城県) のクレジットを用いて、自社の建築物のCO2排出量の一部をオフセット	⑤
	大阪ガス 株式会社	高効率機器導入によるお客様が創出したJ-クレジットを買い取り、高効率機器の導入の資金を支援	⑥
	キヤノンマーケティングジャパン 株式会社	再生複合機のライフサイクル全体の排出量をオフセット。お客様の排出削減量として温対法省エネ法に報告可能	⑦
	鈴与商事株式会社	地元 (静岡県) のクレジットを用いたカーボンフリー電力の提供	⑧

- 低炭素型コンクリート製造時のCO2排出削減分をクレジット化（2016年度 約600t-CO2）
- 事業活動のオフセットや、新たなプロジェクトの推進に活用



施工事例（オフィスビル、商業施設）



施工事例（発電所）



施工事例（工場）

- A重油焚ボイラーを高効率のLNG焚ボイラーへ更新することで削減しクレジット化
(2017年度 約1,790t)



中城工場

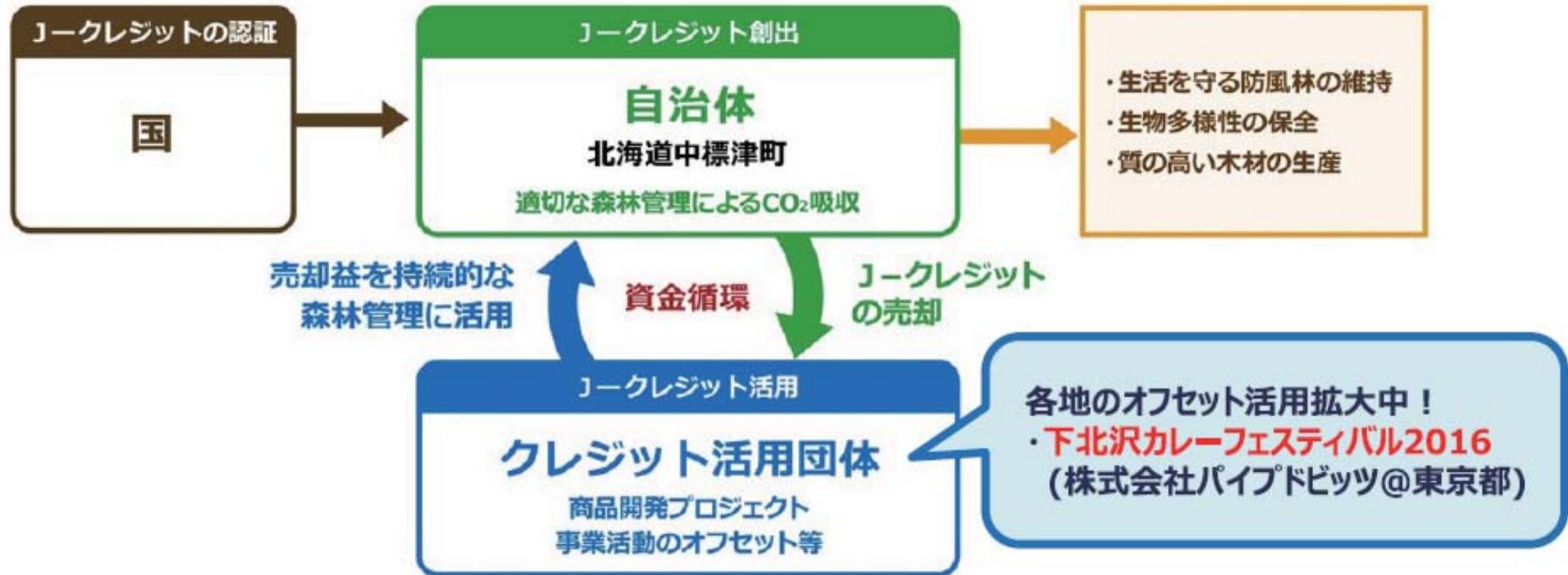


更新したLNG焚ボイラー 5基



敷地内のLNGガスメーター

- 防風林の定期的な干ばつにより増加したCO2吸収量をクレジット化（2013年度 約600t-CO2）
- クレジット売却益をさらなる干ばつや植栽費用に活用



格子状防風林

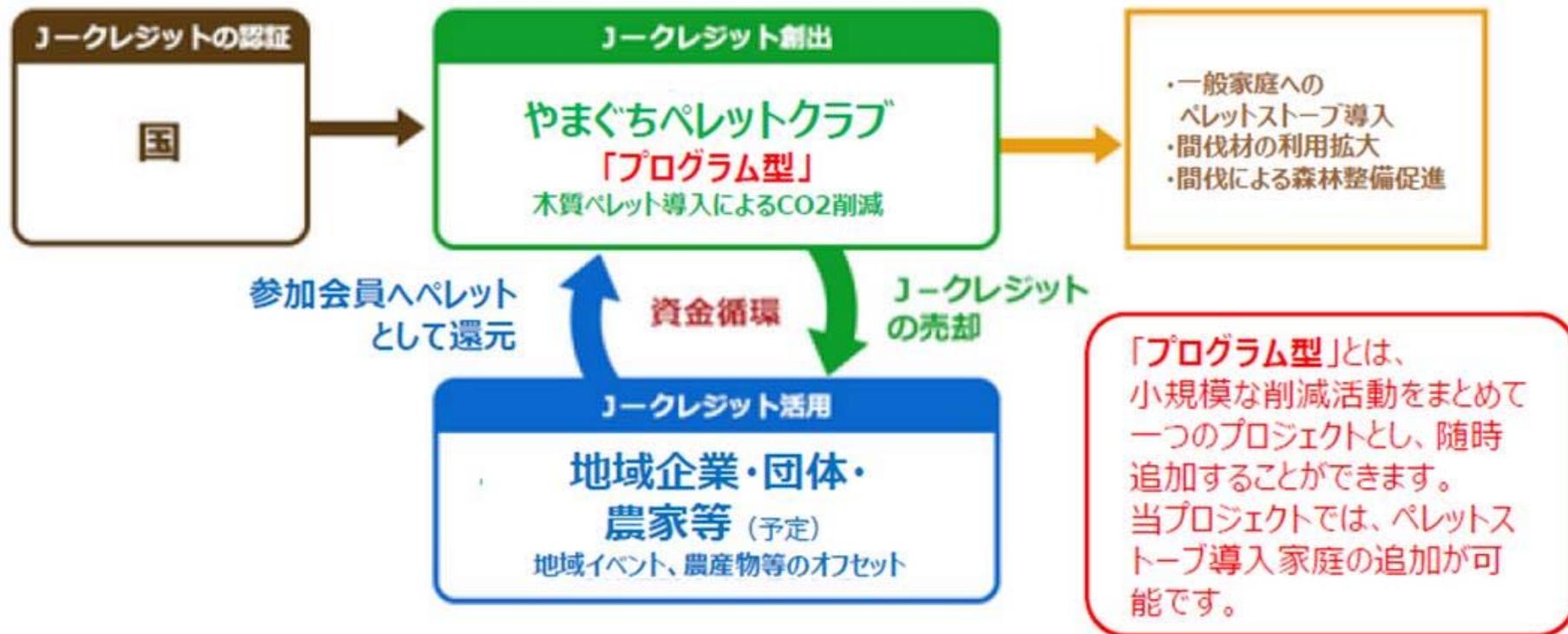


防風林の様子



希少動物の保護（シマフクロウ）

- 家庭での木質ペレットストーブの導入による削減をまとめたもの(2020年度までに累計約205t-CO2)
- 木質ペレットには山口県産の間伐材を利用し、林業の活性化やエネルギーの地産地消にも寄与



木質ペレットストーブ導入イメージ

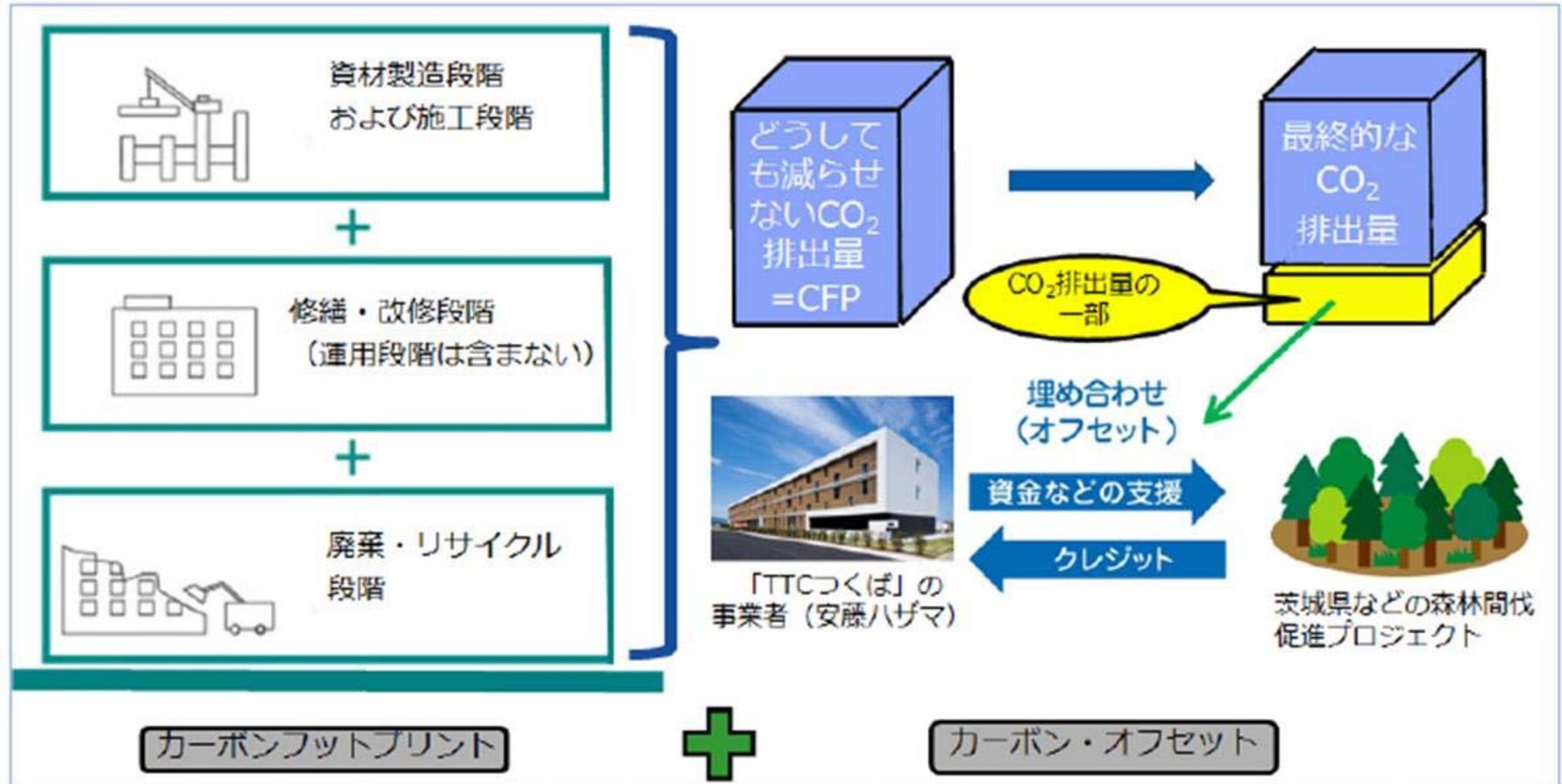


山口県の森林



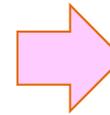
山口産木質ペレット

- 建物のライフサイクル排出量をできるだけ抑えたうえで、残りの排出量をオフセット
(2016年度 247t-CO₂)
- オフセットには、地元（茨城県）の森林干ばつ促進プロジェクトを使用からのクレジットを使用

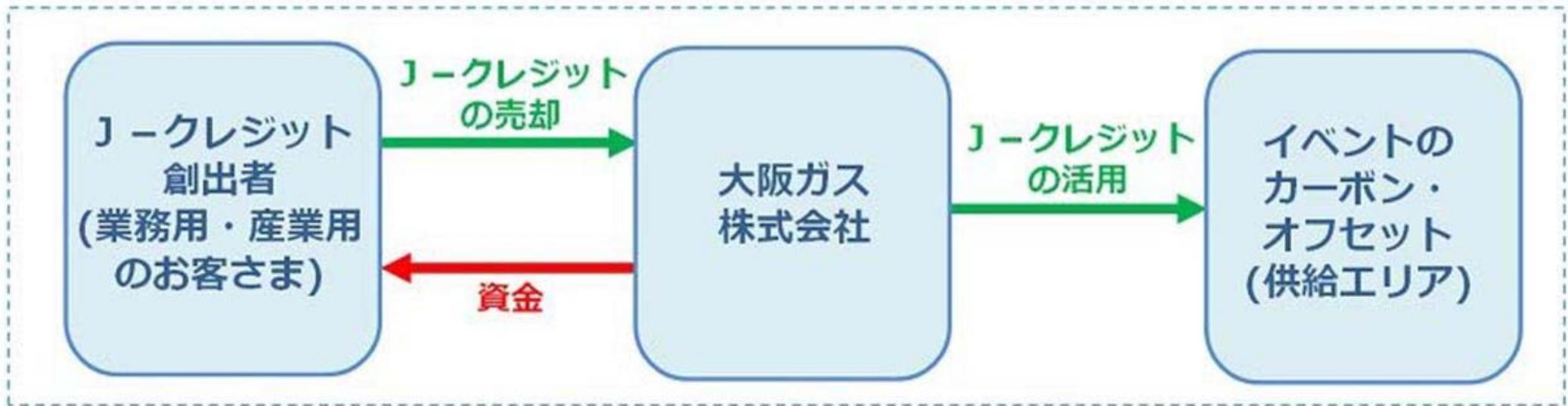


- 高効率設備を導入したお客様が創出したJ-クレジット（2015年度 3,079t-CO2）を大阪ガスが購入し、お客様の設備導入の資金を支援
- 購入したJ-クレジットを地域のイベントのカーボンオフセットに活用

- お客様が高効率機器の導入により、J-クレジットを創出
- 大阪ガスがJ-クレジットを購入し、お客様の設備導入を支援



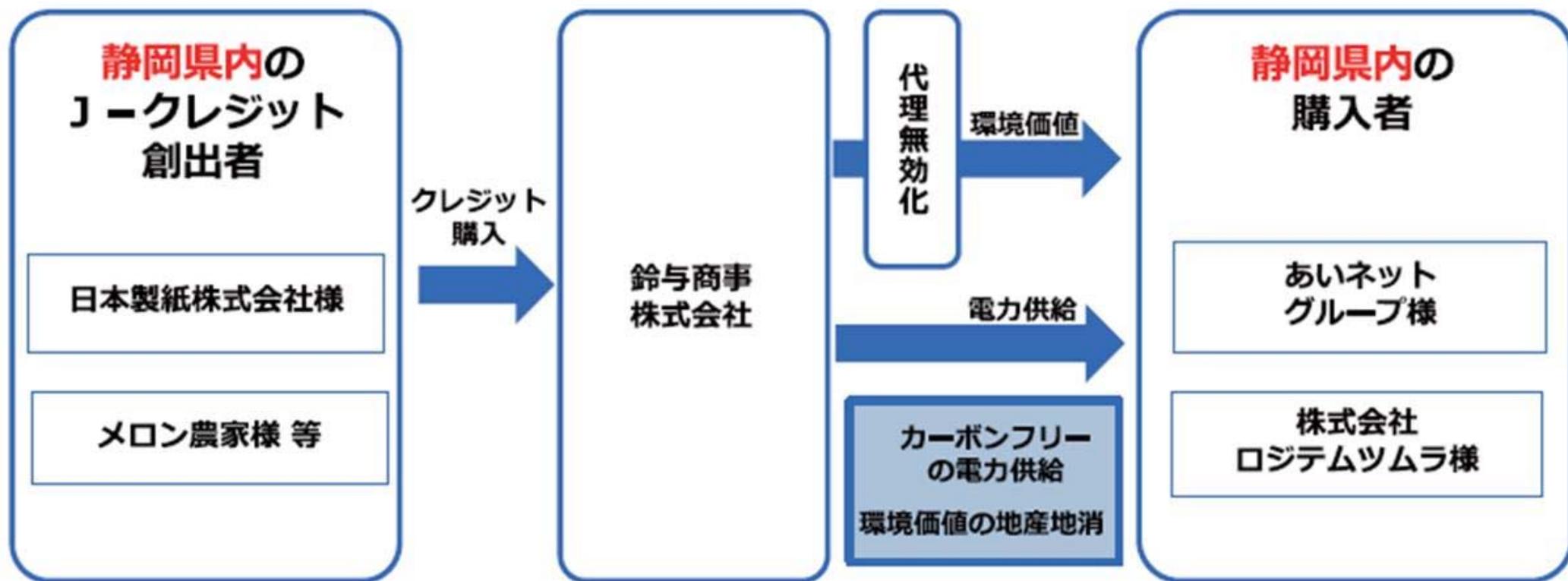
- 大阪ガスが購入したJ-クレジットは、地域のイベントのオフセットに活用



- 再生複合機のライフサイクル全体の排出量をオフセット（2015年度 約9,000t-CO₂）
- お客様は、製品使用時のCO₂排出量に相当するCO₂を自社の削減分として省エネ法や温対法に報告可能



- 静岡県内の排出削減プロジェクトで創出されたクレジットを購入し、電力をカーボンフリーに変換して提供



- 鈴与商事株式会社は、平成26年4月より、小売電気事業者として地元静岡を中心とした電力供給を展開。
- 富士宮市北山にて社有林の森林間伐促進プロジェクトに取り組む日本製紙株式会社、木質バイオマスを導入したメロン農家など、静岡県内にてCO2排出量削減プロジェクトに取り組む複数の事業者より、プロジェクトにて創出された J-クレジットを活用して、CO2排出量ゼロの電力として静岡県内の電力購入者に提供。
- 具体的には、あいネットグループ様、株式会社ロジテムツムラ様の平成28年7月～9月の電力使用におけるCO2排出量（550t-CO2の見込み）を J-クレジットで代理無効化することによりオフセットし、CO2排出量ゼロの電力として提供。

●J-クレジット制度 全般に関するお問合せ●



J-クレジット制度事務局

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部

TEL : 03-5281-7588

(制度全般) E-mail : help@jcre.jp

(登録簿関係) E-mail : registry@jcre.jp

受付時間 : 平日 (月~金) 9:30~12:00 / 13:00~17:30

HP : <https://japancredit.go.jp/>

制度の最新情報・クレジット創出支援条件・クレジット創出事例・クレジット活用事例
など情報豊富です。

●中部局の制度実施に関するお問合せ●

株式会社 ウェイストボックス

TEL : 052-265-5902

FAX : 052-265-5903

HP : <http://wastebbox.net/>

Email : info@wastebbox.net

ご静聴ありがとうございました

付帯資料

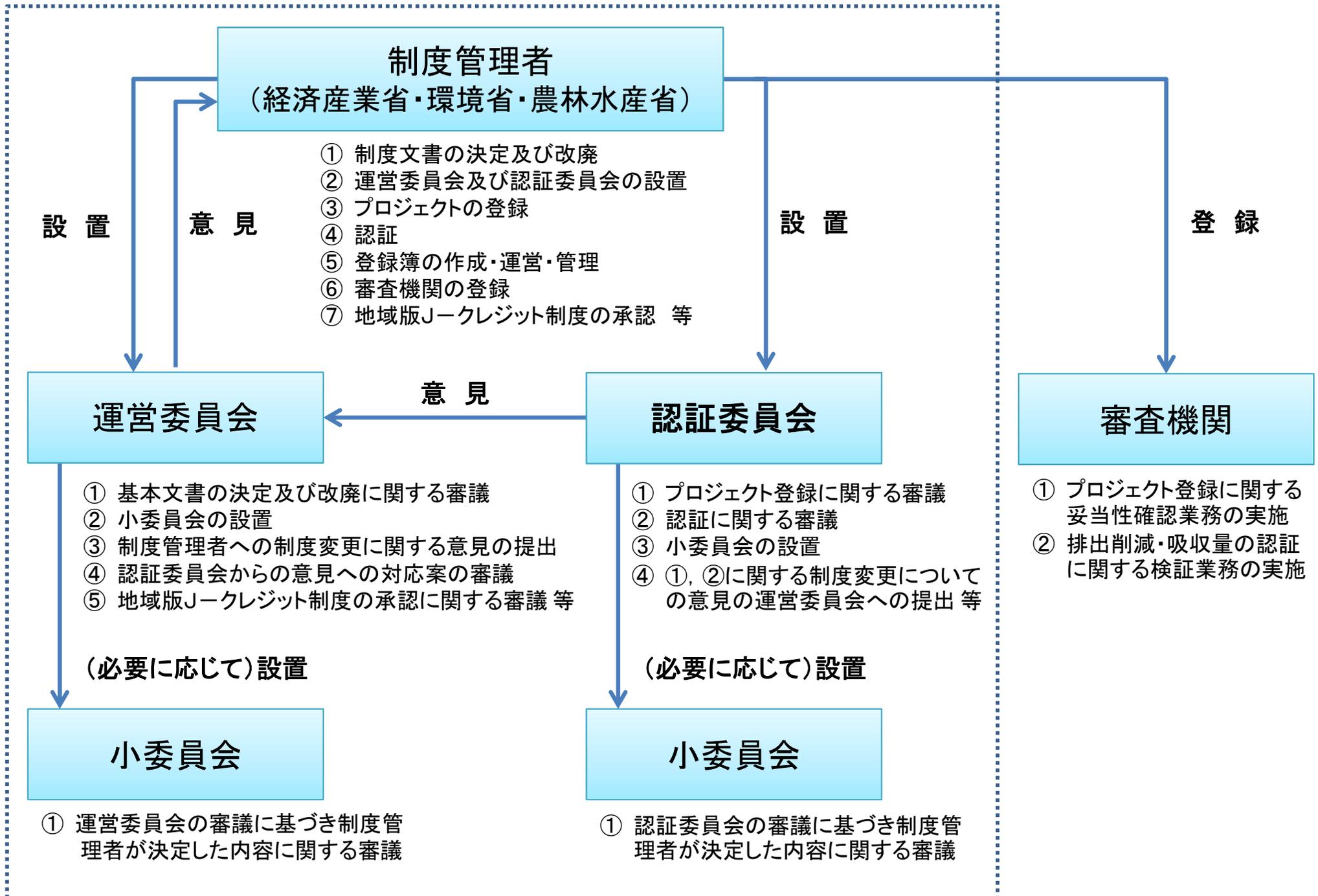
登録の要件

- ① 日本国内で実施されること。
- ② プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであること。
- ③ 認証対象期間の終了日が、8年を経過する日若しくは平成43年3月31日のいずれか早い日を超えないこと。
- ④ 類似制度において、同一内容のプロジェクトが登録されていないこと。
- ⑤ 追加性を有すること。
※ 原則として、設備の投資回収年数が3年以上かどうかで追加性の有無を判断。
- ⑥ 方法論に基づいて実施されること。
- ⑦ 妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること。
- ⑧ (吸収プロジェクトのみ) 永続性担保措置を取ること。
- ⑨ その他本制度の定める事項に合致していること。

認証の要件

- ① プロジェクトを実施した結果生じていること。
- ② 排出削減・吸収量が、プロジェクト計画書に従って算定されていること。
- ③ 検証機関による検証を受けていること。
- ④ ②の排出削減・吸収量を算定した期間が、認証対象期間の開始日から8年を経過する日若しくは平成43年3月31日のいずれか早い日を超えないこと。
- ⑤ 類似制度において、プロジェクト登録や排出削減・吸収量の認証を受けていないこと。
- ⑥ その他本制度の定める事項に合致していること。

運営体制



参考) 審査機関一覧(平成30年7月時点)

機関名	妥当性確認 対象方法論					検証 対象方法論				
	エ ネ	工 業	農 業	廃 棄	森 林	エ ネ	工 業	農 業	廃 棄	森 林
デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社		●	●	●			●	●	●	
ペリージョンソンレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム株式会社(PJRCDM)	◎					△				
一般社団法人 日本能率協会(JMA) 地球温暖化対策センター	◎				△	△				◎
ロイドレジスタークオリティアシュアランス リミテッド(LRQA)		●	●	●			●	●	●	
ビューローベリタスジャパン株式会社 システム認証事業本部		●		●			●		●	
一般財団法人 日本品質保証機構	△			●	◎	◎			●	◎
株式会社日本スマートエネルギー認証機構						◎				
一般財団法人日本海事協会	◎					◎				

◎ ISO14065認定取得

○ 審査機関の暫定登録①(実施要項4.4 ①): 申請日から2年以内

● 審査機関の暫定登録②(実施要項4.4 ②): 登録された機関が1機関未満の認定分野(森林のみ3機関未満)の場合

△ 暫定的な認定分野の特例: 当分の間

参考) 調整後温室効果ガス排出量の報告へのJ-クレジットの活用

○「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」第26条に基づく温室効果ガス算定排出量の報告において、特定排出者は、「調整前温室効果ガス排出量(実排出量)」に加え、「国内認証排出削減量(国内での排出削減に係るクレジット)」を控除等した「**調整後温室効果ガス排出量**」を報告することとなっている。

○「国内認証排出削減量」として、J-クレジットが活用可能である。

※地球温暖化対策の推進に関する法律第六十条に基づく措置。

第六十条 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

※温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令

第一条

四 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。

五 「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

○調整後温室効果ガス排出量(tCO₂)

※調整後温室効果ガス排出量を調整する方法(告示)で規定。

- ＝①エネルギー起源CO₂排出量(電気の使用に伴うものは調整後排出係数を利用)
- ＋②非エネルギー起源CO₂排出量(廃棄物原燃料使用に伴うものを除く)
- ＋③CH₄・N₂O・HFC・PFC・SF₆・NF₃の実排出量
- －④無効化された国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の量
- ＋⑤自ら創出した国内認証排出削減量の他者への移転量(代理無効化分含む)

○国内認証排出削減量

※「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を定める件」(告示)で規定。

以下の制度において認証された二酸化炭素の量。

- ・国内クレジット制度
- ・J-VER(オフセット・クレジット制度)
- ・グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度
- ・J-クレジット制度

○海外認証排出削減量

※「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量を定める件」(告示)で規定。

以下の制度において認証された二酸化炭素の量。

- ・JCMクレジット

【排出係数調整に活用できる国内認証排出削減量等】

- ・国内クレジット制度
- ・J-VER
- ・グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度(所内消費分のみ)
- ・J-クレジット制度

- ・JCMクレジット
- ・非化石証書(2017年度実績報告から利用可能)

参考)クレジット種類による活用方法の制限

- 活用方法によっては、使用できるクレジットの種類が限られており、注意が必要。

方法論由来クレジット	再生可能エネルギー (発電)由来クレジット	再生可能エネルギー (熱)由来クレジット	省エネルギー 由来クレジット	森林吸収 由来クレジット
温対法での報告	○	○	○	○
省エネ法での報告	×	×	○※1	×
カーボン・オフセット での活用	○	○	○	○
CDP質問書での報告	○	未定	×	×
ASSET事業の目標達成	○	○	○	○
低炭素社会実行計画 の目標達成	○※2	○※2	○※2	×

※1 報告可能な値はプロジェクトごとに異なる

※2 低炭素社会実行計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外

参考) 調整後排出量算定に当たってのダブルカウント防止の措置

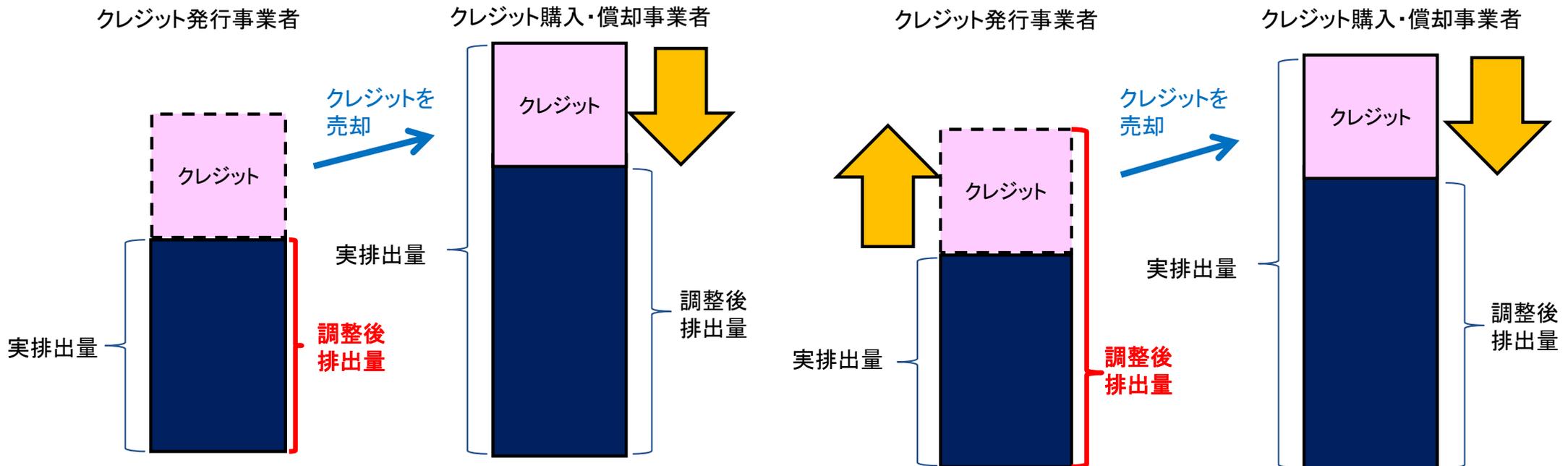
- 平成25年度より国内クレジット制度をJ-VER制度と統合し、中小企業に限らず全ての企業にクレジットの発行を認めるJ-クレジット制度を開始した。新制度に基づく排出量の報告が平成26年度より開始されている。
- 中小企業に限らず大企業もクレジットを発行することが可能となるため、クレジット発行事業者の調整後排出量の算定に当たり、クレジット認証量の加算を行うことにより、クレジット制度の信頼性を高めることとする。✖
加算の対象になるのは、クレジット発行事業者が平成26年4月1日以降に売却(移転)したクレジット。

<これまでの制度>

クレジット発行事業者の調整後排出量の計算において、売却済のクレジットを加算していなかった。

<平成26年度以降>

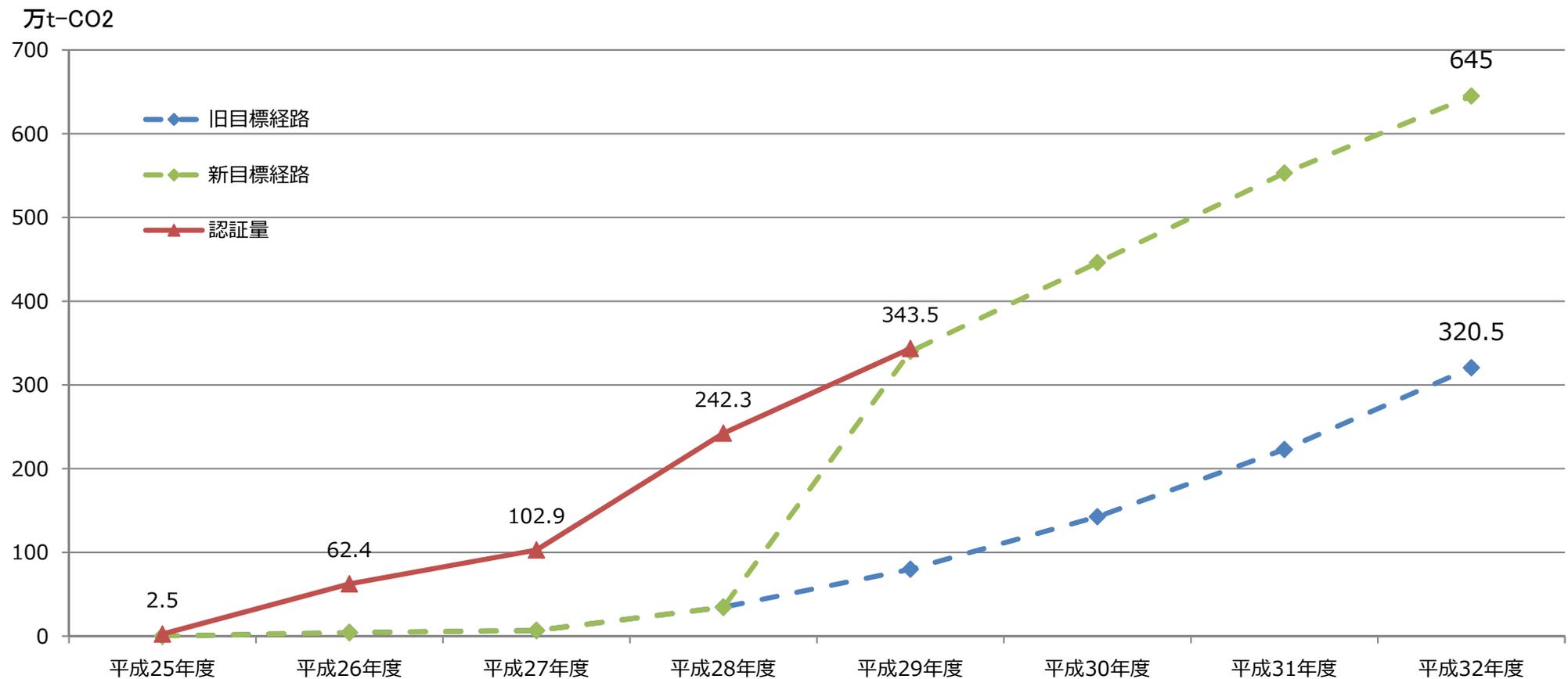
クレジット発行事業者の調整後排出量の計算において、クレジット認証量を加算するもの。



参考)Jークレジット制度 目標達成状況

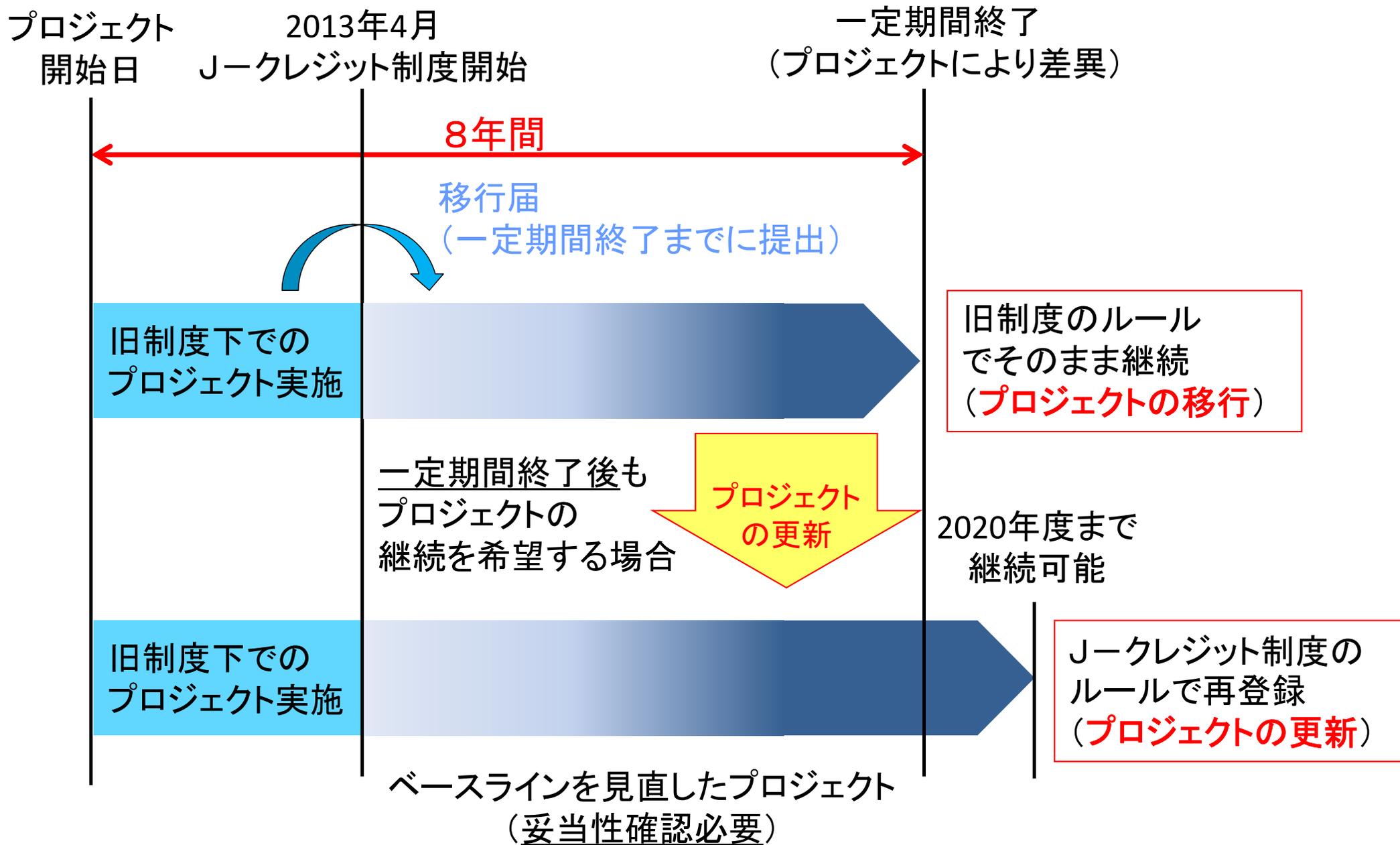
- 地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）において、Jークレジットの認証量に関する目標が定められた。
- 平成28年度までの認証の実績を踏まえ、今年度、目標の見直しが行われた。

＜Jークレジット認証量 目標経路と認証量の比較＞



2018年3月20日時点の実績

参考) 旧制度(国内クレジット制度・J-VER制度)からのプロジェクトの継続



参考) 旧制度からのプロジェクトの継続における注意点

・移行

- ✓ 事務局に移行届と申請者ごとの誓約書を提出することで、旧制度から移行することができる。
- ✓ 国内クレジット制度からの移行の場合は共同実施者が必要。**平成28年度以降については、J-クレジット制度事務局を共同実施者として移行することができる。**
- ✓ 移行届は、移行前の制度においてプロジェクト登録された日またはモニタリング開始日から最大で8年間が経過するより前に提出する必要がある。
- ✓ 移行後のクレジット認証の審査(検証)は、旧制度のルールに即した審査(検証)となるため、旧制度の登録審査機関による審査を受ける。
- ✓ 移行後の認証は、旧制度における実績報告書等の申請書類を提出することで申請できる。ただし、認証申請書はJ-クレジット制度の様式を用いる。
- ✓ 旧制度期間中(平成20年度から平成24年度まで)のクレジットは認証されない。
- ✓ 移行届け誓約書の提出先
国内クレジットからの移行 E-mail: jcdm@jcre.jp J-VERからの移行 E-mail: jver@jcre.jp

・更新

- ✓ 移行後、プロジェクト継続が可能な期間(8年間)を経過した後も、プロジェクトの更新申請(**ベースラインの見直しを行った上でのプロジェクトの再登録申請**)を行うことで、J-クレジット制度においても引き続きプロジェクト実施者となることができる。
- ✓ プロジェクトの更新手続きは、プロジェクト登録の手続きに準ずるが、追加性の評価を行う必要はない。
- ✓ プロジェクトの更新申請は、排出削減事業開始日又はプロジェクト開始日から8年間が経過する前であっても、行うことができる。また、更新申請が承認された場合には、当該承認日以降はJ-クレジット制度に基づくプロジェクトとなる。
- ✓ プロジェクト更新は、移行手続きを経ずに申請することができる。